第3次

久喜市地域福祉計画·地域福祉活動計画 久喜市成年後見制度利用促進基本計画 久喜市再犯防止推進計画 (案)

令和5(2023)年度~令和9(2027)年度

久喜市·久喜市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって
1. 計画の策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1)計画策定の趣旨 ······1
(2) 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(3)地域福祉における地域の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)計画の法的根拠と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進・・・・・・・・・ 6
3. 計画期間7
4. 計画への市民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第2章 地域福祉に関する現状と課題
1. 第2次計画における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2. 市民アンケート調査の結果(久喜市実施)・・・・・・・・・・・・・・・・11
3. 地域活動実践者等へのアンケート調査結果(久喜市社会福祉協議会実施)・・・28
4. 調査結果から見える現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第3章 計画の基本的な考え方
1. 基本理念
2. 基本目標と重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
3. 計画の体系43
第4章 施策の展開
基本目標1 誰もがいきいきと自分らしく暮らすことのできる地域づくり・・・・・・ 44
重点施策1 地域福祉への関心を高めます・・・・・・・・・・・・・・・ 44
重点施策2 地域福祉活動の担い手を育成します・・・・・・・・・・・・・・・ 46
基本目標 2 誰もがお互い様の気持ちで支え合う地域づくり ・・・・・・・・・・・ 48
重点施策1 地域にあった支え合いの構築を図ります ・・・・・・・・・・・ 48
重点施策2 世代を超え、誰でも参加できる身近な・・・・・・・・・・ 50
地域活動の充実を図ります
基本目標3 誰もがつながり、一緒に取り組む地域づくり・・・・・・・・・・・ 52
重点施策1 複雑化・複合化した生活課題に対応するため、 ・・・・・・・・ 52
包括的な相談支援体制を構築します
重点施策2 支援を必要とする人が適切な支援を受けることが・・・・・・・・54
できるよう、わかりやすい情報提供を行います
重点施策 3 個々の活動をつなぐ仕組みをつくります ・・・・・・・・・・・・・・・ 56

基	本目標 4	誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり ・・・・・・・・・ 58
	重点施策	1 災害の備えや地域の見守り体制を強化し、 ・・・・・・・ 58
		孤立しない地域づくりを行います
	重点施策	2 住み慣れた地域で自分らしく生活を送るために、 ・・・・・・・・・ 60
		福祉サービスの充実を図ります
	重点施策	3 成年後見制度の利用促進、権利擁護に対する 63
		支援を行います(久喜市成年後見制度利用促進基本計画)
	重点施策	4 犯罪をした者等に対する再犯防止の支援を行います ・・・・・・・・・・ 69
		(久喜市再犯防止推進計画)
第5章		進のために
1.	計画推進	を目指すための取り組み ・・・・・・・・・・ 77
2.	計画の周	知及び普及啓発・・・・・・・・・・ 78
3.	計画の進	行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
資料編		
1.		
2.		91
3.		則等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
4.	用語解説	

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1)計画策定の趣旨

少子高齢化や社会構造の変化により、地域のつながりの希薄化が進んでいます。家庭や地域における扶助機能が低下し、介護や子育てに関する問題、貧困やひきこもりなど人々が生活をするうえでの課題は複雑化かつ複合化しています。また、既存の公的制度やサービスでは対応しきれない、制度の狭間*にいる人が増加しています。

さまざまな生活課題を抱えた人たちが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、市民や社会福祉法人、ボランティア、NPO*法人などの市民活動団体と、行政が連携・協力し、対応していくことが求められています。

平成30(2018)年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の考え方が位置付けられました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

本市では、平成29(2017)年3月に「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」を基本理念に位置付け各種施策を展開して、地域福祉の増進に努めてきました。

市、社会福祉協議会^{*}、地域が連携や支援体制を強化し、この「地域共生社会」の実現にむけた取り組みを推進するため、次期計画も市と社会福祉協議会の一体的な計画として、「第3次計画地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、特定の対象者だけではなく、地域に暮らす全ての人が、安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者などが協働して地域 生活課題を解決するための関係づくりや活動を行うことです。地域の支え合い による福祉ともいえます。

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの主体的な活動(自助)、近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い(互助)、制度化された地域ぐるみでの助け合いや支え合い(共助)、行政が行う公的支援(公助)の連携や協力体制を築くことが必要です。

- ◆自分でできることは自分でする
- ◆自らの選択・自らの健康管理・ 生きがいづくり



自助

- ◆地域での支え合い
- ◆お互い様の関係・ボランティア



◆制度化された相互扶助による 助け合い

(介護保険制度や医療保険制度等)









◆行政による公的支援

(生活保障・高齢者、障がい者福祉等)

(3) 地域福祉における地域の範囲

地域福祉を進めていく上で、「地域」の捉え方は、地域の課題や取り組みの大きさにより、その時々で異なります。

例えば、地域生活課題によっては、小規模な地域では解決が困難な場合もあれば、住んでいる場所にとらわれない助け合いや支え合いの活動もあります。

本計画における「地域」は、固定的、限定的なものと捉えるのではなく、活動やサービスの内容によって柔軟に捉えています。

市全域

市全域を対象とした総合的な施策を企画・調整する範囲 【市全域を対象とした公的機関の相談・支援(地域ケア会議*など)】

4地区(久喜・菖蒲・栗橋・鷲宮)の圏域

<u>総合相談窓口や地域包括支援センター*、福祉施設がある範囲</u> 【総合的な相談と支援を実施】

学区の圏域

住民自治活動の拠点施設がある範囲

【市民の地域福祉に関する情報交換・連携、専門家による支援、 活動計画の作成(地区コミュニティ推進協議会など)】

行政区・自治会・町内会の圏域

- ◇要援護者の見守り、防犯・防災活動
- ◇民生委員・児童委員※活動
- ◇福祉委員※活動
- ◇ふれあい・いきいきサロン*等の日常的支援の実施
- ◇地域を基盤にしたグループ活動

2. 計画の位置付け

(1)計画の法的根拠と位置付け

①地域福祉計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が策定する計画となっています。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容としています。

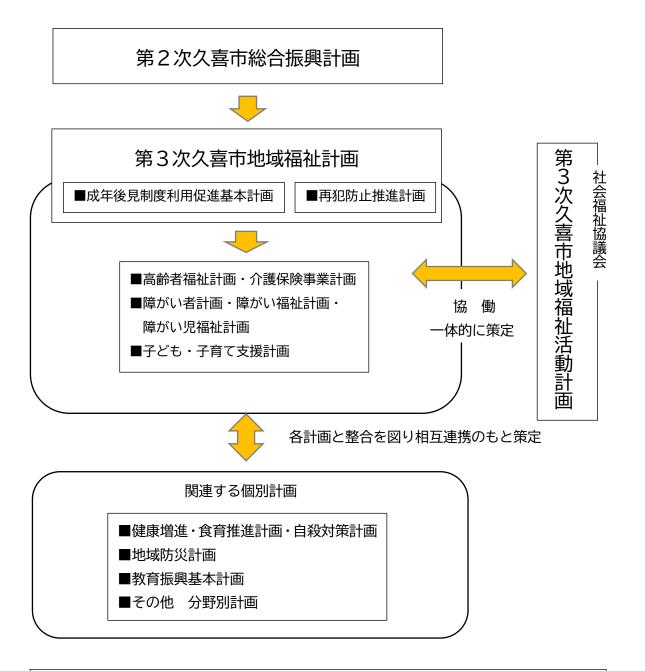
また、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する福祉の上位計画に位置付けられています。

本市では、久喜市総合福祉条例の規定により、市の健康福祉施策の推進に関する総合計画として策定しています。

②地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき、市町村社会福祉協議会が策定する計画となっています。地域住民やボランティア、NPO等の民間団体が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の実践計画です。

計画の位置付け



第3次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、市政運営全体の指針である第2次久喜市総合振興計画を上位計画とし、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「福祉の上位計画」として位置付けられています。

(2) SDGs (持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

国際的な指針として、国連サミットで平成27年9月にSDGs(持続可能な 開発目標)が採択されています。

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、「誰一人取り残さな い」という理念の下、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、 2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標です。

本市でも、世界的な目標であるSDGSを達成するための各種取り組みを推 進するため、令和3年7月9日に「久喜市SDGS取組方針」を定めました。そ の中に掲げる具体的な取組方針に、「第2次総合振興計画をはじめとする市で策 定する各種計画について、SDGsの理念を反映させることで、各種業務を通じ た全庁的なSDGSの推進に努めます。」と定められています。

第3次計画においても、SDGsの理念を反映させ「誰一人取り残さない」持 続可能でよりよい社会の実現を目指して取り組みます。

【第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画で取り組む SDGs ゴール】

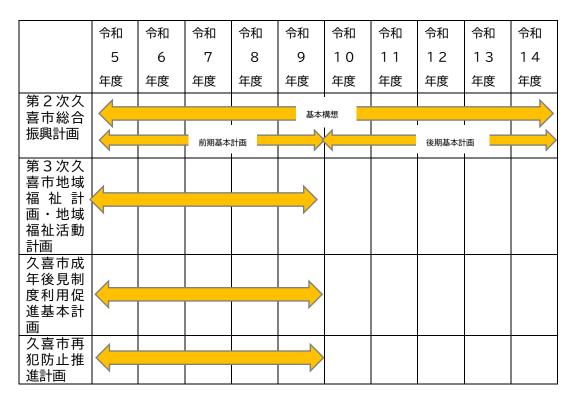
1 555 Ř y ÝÝ:Ť	<u>ゴール1 貧困をなくそう</u> あらゆる形態の貧困の撲滅	2 ***** (((<u>ゴール2 飢餓をゼロに</u> 食の不安のない、健康で豊かな生活の実現
3 FATOAL	ゴール3 すべての人に健康と福祉を すべての人に健康的な生活の確保と福祉の 促進	4 東京和い教育を	ゴール4 質の高い教育をみんなに すべての人に質の高い教育を確保し、生涯学 習の機会の促進
5 880.25	<u>ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう</u> 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現	8 #2500	<u>ゴール8 働きがいも経済成長も</u> すべての人に働きがいのある雇用の促進
10 ADROFFS	ゴール 10 人や国の不平等をなくそう 人権問題等の不平等の是正	11 BARITANS	ゴール 11 住み続けられるまちづくりを 公共施設等のバリアフリー化や災害リスクへ の対応など安全で安心なまちづくりの実現
13 RARRET	<u>ゴール 13 気候変動に具体的な対策を</u> 災害による被害の軽減	16 TRESER	<u>ゴール 16 平和と公正をすべての人に</u> すべての人が法や制度に守られている社会の 実現
17 (4-67-697E	ゴール 17 パートナーシップで目標を達成しよ	<u>:う</u>	



パートナーシップで、協働のまちづくりの実現

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。 なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向を踏まえ、必要に応じて見直 しを行います。



4. 計画への市民参加

市民のニーズを把握するため、市民アンケート調査や地域活動実践者等へのアンケート調査を実施し、調査結果を集計・分析のうえ、計画の基礎資料としました。

久喜市総合福祉条例に基づく健康福祉推進委員会及び社会福祉法人久喜市地域福祉活動計画策定推進会議設置要綱に基づく地域福祉活動計画策定推進会議にて、市民の代表的な立場から計画内容を協議、検討しました。

また、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定前に、市民、関係団体等の意見を把握するため、パブリック・コメントを実施しました。

(1) 市民アンケート調査

■市民:配布数 2,000件 回答数 1,115件■高校生:配布数 392件 回答数 392件

(2) 地域活動実践者等へのアンケート調査

■地域活動実践者:配布数 1,203件 回答数 687件

■専門職:配布数 176事業所 回答数 89事業所

(3) 久喜市健康福祉推進委員会

■令和3年度:3回実施■令和4年度:3回実施

(4) 久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議

■令和3年度:3回実施■令和4年度:2回実施

(5) パブリック・コメント

■パブリック・コメント:5件

第2章 地域福祉に関する現状と課題

1 第2次計画における取り組み

本市では、第2次計画において、「いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくり」、「お互い様の気持ちで支え合う地域づくり」、「みんなで暮らせるまちづくり」、「サービスを利用しやすい環境づくり」の4つの基本目標に基づき地域福祉に関する施策を進めてきました。

基本目標1 いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくり

福祉教育を充実し、一人ひとりの意識を高めるため、あらゆる世代が福祉について学習できるよう、学習機会の充実を図るとともに、人権教育及び人権啓発の推進や、人権意識の向上に努めました。

特に自助活動である「あんしんカード^{*}」の普及については、目標値に達する 見込みです。<u>【あんしんカード配布数(累積):平成27年度18,969枚→</u> 令和3年度28,632枚 目標の98.7%】

また、ボランティア活動などの地域福祉活動を活発にするため、ボランティア 養成講座の開催などボランティアの育成や発掘に取り組みました。

しかしながら、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、 大規模な活動制限となり、ボランティア活動参加のきっかけづくりとなる講座 の中止、受入施設等の減少に伴い、ボランティア活動者の意欲低下や、活動団体 の解散などが一部にみられています。

基本目標2 お互い様の気持ちで支え合う地域づくり

ふれあいと交流を大切にする場づくりを推進するために、ふれあい・いきいき サロンの設置など、気軽に集まれる場の設置に取り組みました。<u>【ふれあい・い</u> きいきサロンの設置数:平成27年度40か所→令和3年度63か所 目標の 105%】

また、地域活動を担う団体や地域固有の活動に対して支援を行い、コロナ禍でも活動を継続できるような情報提供に努めました。<u>【地区コミュニティ協議会*</u>の組織数:平成27年度11団体→令和3年度13団体 目標の61.9%】

さらに、災害時の備えや地域の見守り体制を強化するため、自主防災組織^{*}の育成支援、要援護者見守り支援の充実、福祉委員の配置、地区あったか会議^{*}の設置を進めました。地区あったか会議については、地域における課題を住民同士で検討し、解決に取り組んでいく機会として、平成30年度に初めて開催し、各地域へ広がりはじめたところでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時休止となっています。【自主防災組織の組織率:平成27年度71%→令和3年度79.6% 目標の99.5%】

基本目標3 みんなで暮らせるまちづくり

高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援するため、各福祉計画の施策の充実に努めました。<u>【居宅介護等サービスを受けている障がい者の数:</u>

平成27年度299人→令和3年度319人 目標の102.9%】

くき元気サービス*の拡充を図り、地域支え合いの仕組みづくりを推進しましたが、新型コロナウイルスの影響により、協力会員の登録数は減少しています。

デマンド交通*など公共交通の充実や公共施設等のバリアフリー*化に取り組みました。

また、孤立しがちな生活困窮者*の自立を支援するため、生活困窮者自立支援 事業*の実施や資金の貸し付け等を行い、多くの相談に対応しました。

さらに、地域包括のネットワークづくり推進のために、生活支援コーディネーター**やコミュニティソーシャルワーカー*の配置、民生委員・児童委員活動への支援、地域福祉に関係する団体との情報交換や連携を図りました。

基本目標4 サービスを利用しやすい環境づくり

情報がわかりやすく行き届くように、広報紙、ホームページ、社協情報配信サービス*、SNS*、各種冊子、出前講座など様々な媒体を使い、地域福祉に関する情報を提供しました。

また、信頼される相談しやすい体制を整えるために、相談窓口体制の充実、専門相談等による訪問相談の実施、関係機関や専門職との連携を図りました。

さらに、権利擁護^{*}体制を充実するために、成年後見制度^{*}など権利擁護に関する制度や仕組みについて周知を図り、令和3年度には成年後見センターを市役所内に設置しました。

2 市民アンケート調査の結果 (久喜市実施)

(1)調査概要

「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する意向や現状を把握し、基礎資料とするため、市がアンケート調査を実施しました。

なお、令和4年4月からの成人年齢の引き下げを踏まえ、「市民調査」の対象者は「満18歳以上の市民」としました。

	市民調査	高校生調査
対象者	満18歳以上の市民	市内に所在の県立高等学校
	(令和3年6月1日現在)	(5校)に通学している高校
		1年生及び2年生
抽出方法	住民基本台帳登録者の内から	各学校2クラス
	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	学校配布・回収
配布件数	2,000件	392件
回収率	55. 8%	100%
期間	令和3年7月27日~	令和3年7月7日~
	令和3年8月17日	令和3年9月9日

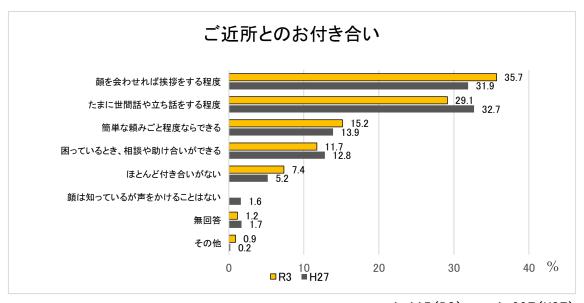
- ・グラフの「n=○○」という表記は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限 定条件に該当する人数)を表しています。
- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。
- ・選択肢に対しての回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・報告書中の文章やグラフにおいて、設問や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。
- ※アンケート調査結果の詳細については、市ホームページに掲載しています。

(2) 主な回答結果

□頃、ご近所とどの程度のお付き合いがありますか。(○は1つ)【一般】

近所付き合いは、「顔を会わせれば挨拶をする程度」35.7%が最も多い回答となっています。次いで、「たまに世間話や立ち話をする程度」29.1%、「簡単な頼みごと程度ならできる」15.2%となっています。

「簡単な頼みごと程度ならできる」と回答した人は、前回の調査より1.3 ポイント増加していますが、「困っているとき、相談や助け合いができる」と 回答した人は、前回の調査より1.1ポイント減少しています。



n=1, 115(R3) n=1, 097(H27)

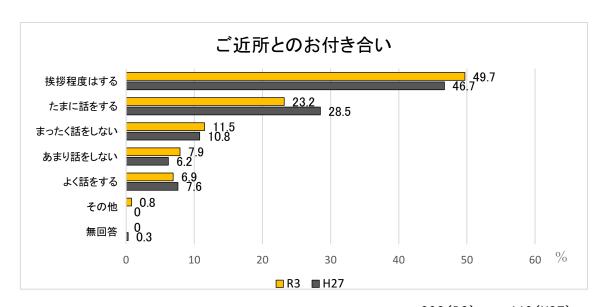
(単位:%)

	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	その
	代	代	代	代	代	代	代	代以上	他
顔を会わせれば挨拶をする程度	70.0	63.1	50.5	42. 1	44. 7	36.2	20. 2	17.9	0.0
たまに世間話や立ち話をする程度	0.0	9.2	24. 3	24. 3	30.6	31.5	35.3	33.6	0.0
簡単な頼みごと程度ならできる	0.0	3. 1	5.8	8.6	12.9	17.0	22.3	23.6	0.0
困っているとき、相談や助け合いができる	20.0	1.5	9.7	9.9	5.3	10.2	16.4	22.1	0.0
ほとんど付き合いがない	10.0	21.6	10.7	14.5	5.9	4.3	3.4	3.6	50.0
無回答	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	1.3	2.1	2.1	50.0
その他	0.0	0.0	1.0	0.6	0.6	0.4	1.7	1.4	0.0
回答人数(人)	10	65	103	152	170	235	238	140	2

日頃、ご近所とどの程度のお付き合いがありますか。(〇は1つ)【高校生】

近所付き合いは、「挨拶程度はする」49.7%が最も多い回答となっています。次いで、「たまに話をする」23.2%、「まったく話をしない」 11.5%となっています。

「たまに話をする」と回答した人は、前回の調査より5.3ポイント減少しています。「よく話をする」と回答した人も、前回の調査より0.7ポイント減少しています。



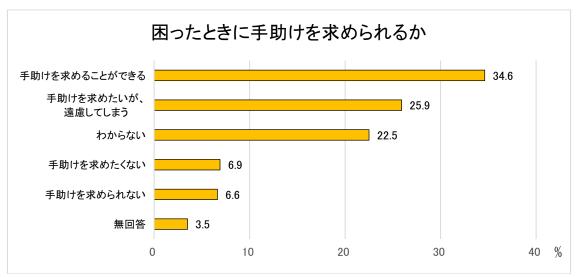
n=392(R3) n=660(H27)

困ったときに地域の人に手助けを求めることができますか。(〇は1つ) 【一般】

困ったときに手助けを求められるかでは、「手助けを求めることができる」 34.6%が最も多い回答となっています。次いで「手助けを求めたいが、遠 慮してしまう」25.9%、「わからない」22.5%でした。

「手助けを求めることができる」と回答した人を年代別にみると、70歳代が42.9%と最も高く、次いで80歳代以上が42.1%、60歳代が40.9%となっています。

「手助けを求めたいが、遠慮してしまう」と回答した人を年代別にみると、20歳代が41.5%と最も高く、次いで10歳代が40.0%、40歳代が34.9%、30歳代が33.0%となっています。



n=1, 115(R3)

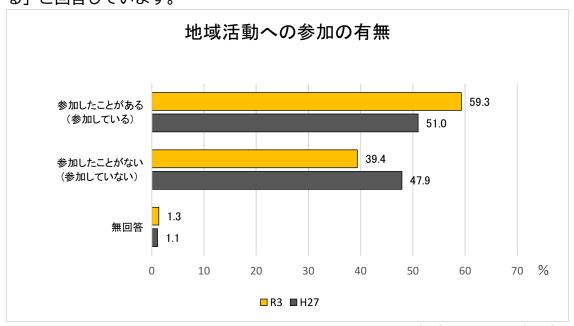
(単位:%)

	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	その
	代	代	代	代	代	代	代	代以上	他
手助けを求めることができる	30.0	20.0	26. 2	25.0	28. 2	40.9	42.9	42.1	0.0
手助けを求めたいが、遠慮してしまう	40.0	41.5	33.0	34.9	29.4	20.4	18.9	20.0	0.0
わからない	20.0	15.4	24.3	22. 4	30.0	25.5	20. 2	15.0	0.0
手助けを求めたくない	0.0	12.3	3.8	7. 2	5.3	7.2	7. 1	7.9	0.0
手助けを求められない	10.0	10.8	11.7	9.9	6.5	3.8	5.0	4.3	50.0
無回答	0.0	0.0	1.0	0.6	0.6	2.6	5.9	10.7	50.0
回答人数(人)	10	65	103	152	170	235	238	140	2

過去5年間に地域活動※に参加したことがありますか。(〇は1つ)【一般】

地域活動への参加状況は、「参加したことがある」 59.3%と前回の調査より、8.3ポイント増加しています。

年代別にみると、20歳代が15.4%と最も低く、70歳代が71.0%と最も高くなっています。50歳代以上は、6割以上が「参加したことがある」と回答しています。



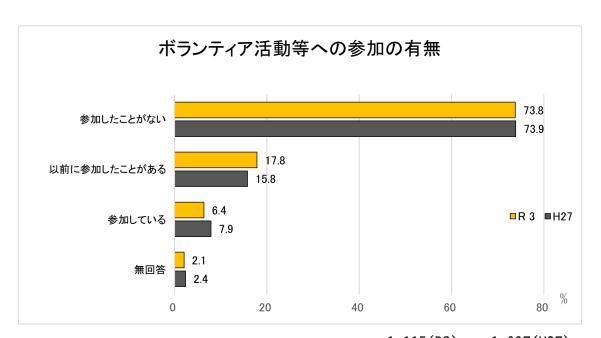
n=1, 115(R3) n=1, 097(H27)

	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	その
	代	代	代	代	代	代	代	代以上	他
参加したことがある	50.0	15.4	41.7	53.3	65.3	65.1	71.0	63.6	0.0
参加したことがない	50.0	83.1	58.3	46.7	34.1	32.8	27.7	33.6	50.0
無回答	0.0	1.5	0.0	0.0	0.6	2.1	1.3	2.8	50.0
回答人数(人)	10	65	103	152	170	235	238	140	2

ボランティアやNPO(営利を目的としないで社会貢献活動や慈善行動を行う市民活動)の活動に参加したことがありますか。(〇は1つ)【一般】

ボランティアやNPOの活動への参加状況では、「参加したことがない」 73.8%が最も多い回答となっています。次いで「以前に参加したことがある」 17.8%、「参加している」6.4%となっています。

「以前、参加したことがある」、「参加している」と回答した人は、合計で24.2%で、前回の調査より、0.5ポイント増加しています。年代別にみると、割合が高い順に10歳代が50.0%、20歳代が29.2%、70歳代が27.3%、30歳代が27.2%となっています。

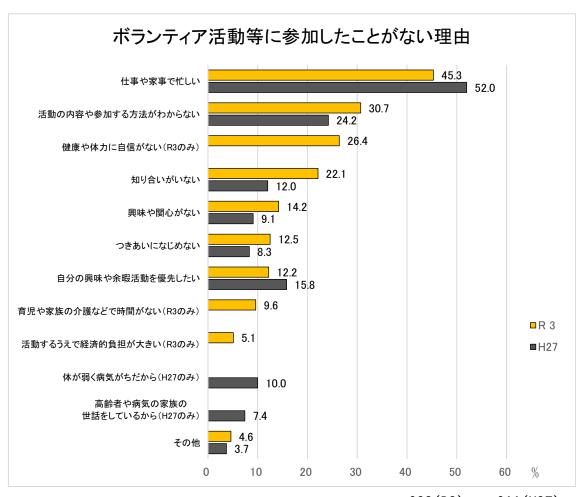


n=1, 115(R3) n=1, 097(H27)

	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	その
	代	代	代	代	代	代	代	代以上	他
参加したことがない	50.0	70.8	72.8	77. 6	79.4	75.7	70.6	69.3	50.0
以前に参加したことがある	40.0	24.6	25.3	16.4	15.9	17.0	14.3	19.3	0.0
参加している	10.0	4.6	1.9	5.3	4.1	6.4	13.0	2.8	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.7	0.6	0.9	2.5	8.6	50.0
回答人数(人)	10	65	103	152	170	235	238	140	2

ボランティア活動等に参加したことがない理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに〇)【一般】

ボランティア活動等に参加したことがない理由は、「仕事や家事で忙しい」 45.3%が最も多い回答となっています。次いで「活動の内容や参加する方法 がわからない」30.7%、「健康や体力に自信がない」26.4%、「知り合い がいない」22.1%となっています。

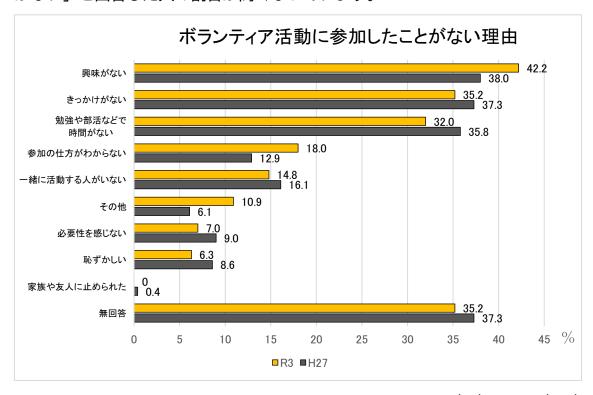


n=823(R3) n=811(H27)

ボランティア活動等に参加したことがない理由は何ですか。 (あてはまるものすべてに〇)【高校生】

ボランティア活動等に参加したことがない理由は、「興味がない」42.2% が最も多い回答となっています。次いで、「きっかけがない」35.2%、「勉強や部活などで時間がない」32.0%、「参加の仕方がわからない」18.0%、「一緒に活動する人がいない」14.8%となっています。

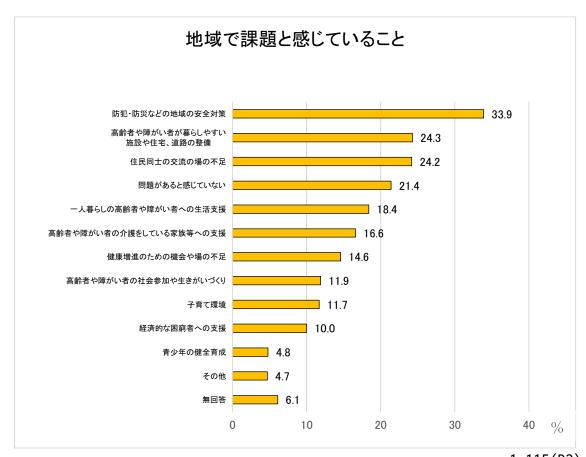
前回の調査でも、「興味がない」、「きっかけがない」、「勉強や部活などで時間がない」と回答した人の割合が高くなっています。



n=128(R3) n=279(H27)

お住いの地域で課題と感じていることはありますか。 (あてはまるものすべてに〇)【一般】

地域で課題と感じていることでは、「防犯・防災などの地域の安全対策」 33.9%が最も多い回答となっています。次いで「高齢者や障がい者が暮らし やすい施設や住宅、道路の整備」24.3%、「住民同士の交流の場の不足」 24.2%となっています。

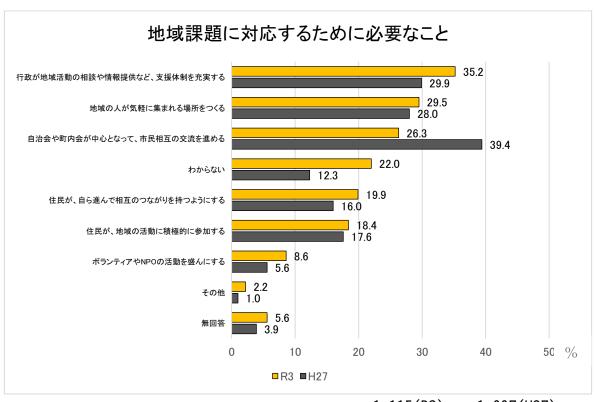


n=1,115(R3)

お住いの地域で課題だと感じていることに対し、住民が相互に協力するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)【一般】

地域課題に対応するために必要なことでは、「行政が地域活動の相談や情報提供など、支援体制を充実する」35.2%が最も多い回答となっています。次いで「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」29.5%、「自治会や町内会が中心となって、市民相互の交流を進める」26.3%となっています。

前回の調査でも、「行政が地域活動の相談や情報提供など、支援体制を充実する」、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」、「自治会や町内会が中心となって、市民相互の交流を進める」と回答した人の割合が高くなっています。

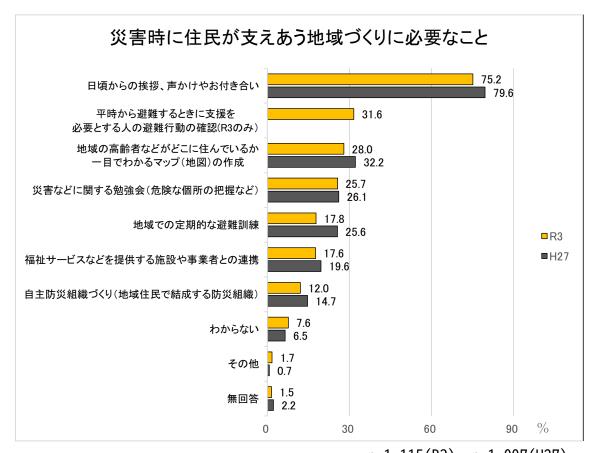


n=1, 115(R3) n=1, 097(H27)

災害時に住民が支えあう地域づくりには、何が必要だと思いますか。 (〇は3つまで)【一般】

災害時に住民が支えあう地域づくりに必要なことでは、「日頃からの挨拶、声かけやお付き合い」75.2%が最も多い回答となっています。次いで「平時から避難するときに支援を必要とする人の避難行動の確認」31.6%、「地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかるマップ(地図)の作成」28.0%となっています。

前回の調査でも、「日頃からの挨拶、声かけやお付き合い」、「地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかるマップ (地図) の作成」と回答した人の割合が高くなっています。

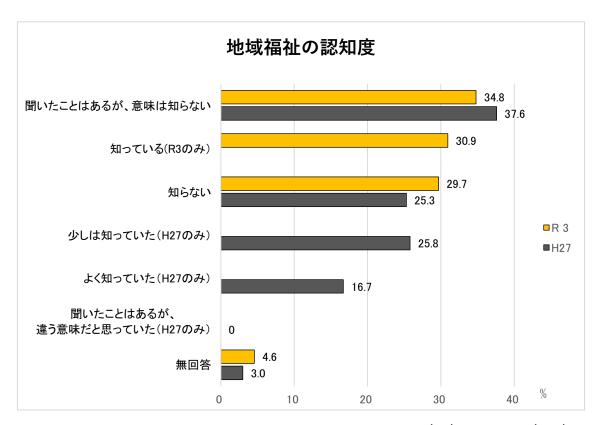


n=1, 115(R3) n=1, 097(H27)

「地域福祉」という言葉や意味を知っていますか。 (○は1つ)【一般】

地域福祉の認知度は、「聞いたことはあるが、意味は知らない」34.8%が最も多い回答となっています。次いで「知っている」30.9%、「知らない」29.7%となっています。

「知らない」と回答した人は、前回の調査より、4.4ポイント増加しています。

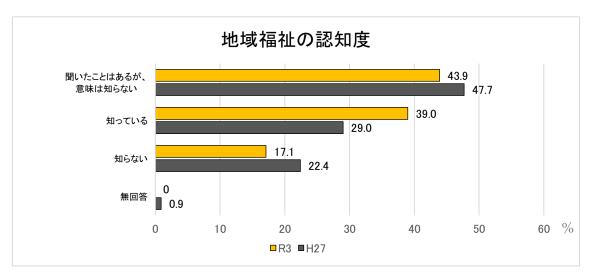


n=1, 115(R3) n=1, 097(H27)

「地域福祉」という言葉や意味を知っていますか。 (〇は1つ) 【高校生】

「地域福祉」の言葉の認知度は、「聞いたことはあるが、意味は知らない」 43.9%が最も多い回答となっています。次いで「知っている」39.0%、「知らない」17.1%となっています。

前回の調査よりも、「聞いたことはあるが意味は知らない」、「知らない」と回答した人は、減っています。

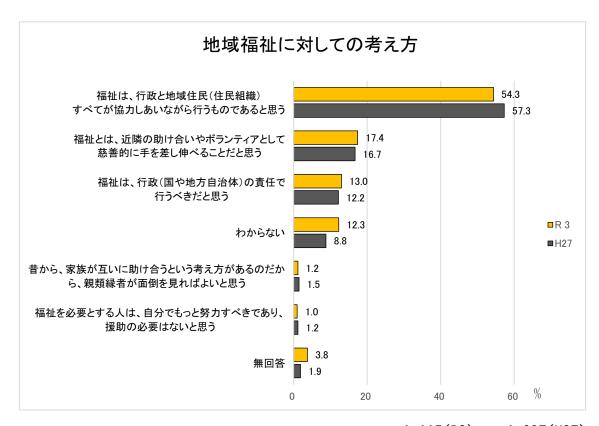


n=392(R3) n=660(H27)

地域福祉に対しての考え方は、次のどれに近いですか。 (○は1つ)【一般】

地域福祉に対しての考え方は、「福祉は、行政と地域住民(住民組織)すべてが協力しあいながら行うものであると思う」54.3%が最も多い回答となっています。次いで「福祉とは、近隣の助け合いやボランティアとして慈善的に手を差し伸べることだと思う」17.4%、「福祉は、行政(国や地方自治体)の責任で行うべきだと思う」13.0%となっています。

前回の調査でも、「福祉は、行政と地域住民(住民組織)すべてが協力しあいながら行うものであると思う」、「福祉とは、近隣の助け合いやボランティアとして慈善的に手を差し伸べることだと思う」、「福祉は、行政(国や地方自治体)の責任で行うべきだと思う」と回答した人の割合が高くなっています。

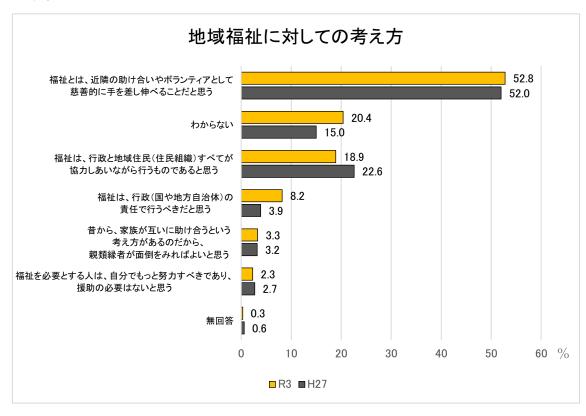


n=1,115(R3) n=1,097(H27)

地域福祉に対しての考え方は、次のどれに近いですか。(○は1つ) 【高校生】

地域福祉に対しての考え方は、「福祉とは、近隣の助け合いやボランティアとして慈善的に手を差し伸べることだと思う」52.8%が最も多い回答となっています。次いで、「わからない」20.4%、「福祉は、行政と地域住民(住民組織)すべてが協力しあいながら行うものであると思う」18.9%でした。

前回の調査でも、「福祉とは、近隣の助け合いやボランティアとして慈善的に 手を差し伸べることだと思う」、「福祉は、行政と地域住民(住民組織)すべてが 協力しあいながら行うものであると思う」と回答した人の割合が高くなってい ます。

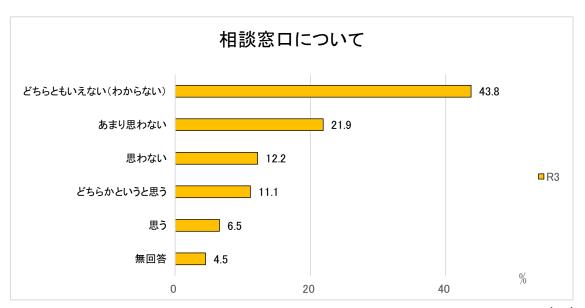


n=392(R3) n=660(H27)

困りごとがあったときに、相談できる場、支援を受けることができる環境等が 整備されていると思いますか。 (〇は1つ)【一般】

相談できる場や支援を受けることができる環境が整備されているかでは、「どちらともいえない(わからない)」43.8%が最も多い回答となっています。次いで「あまり思わない」21.9%、「思わない」12.2%となっています。

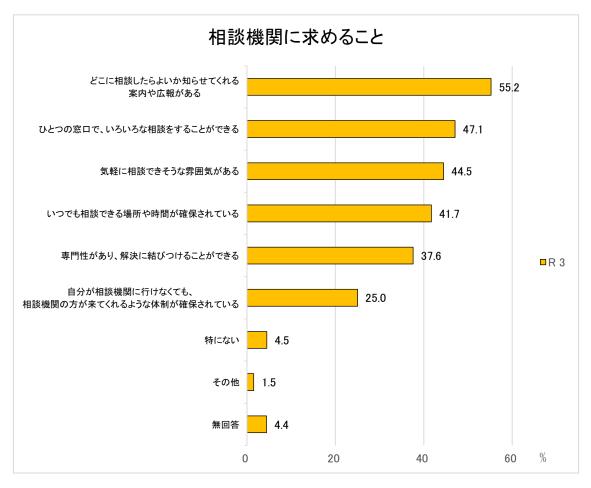
「どちらともいえない (わからない)」、「あまり思わない」、「思わない」と回答した人の合計は、77.9%となっています。



n=1, 115(R3)

今後、様々な福祉の相談をすることになった時、相談機関にはどんなことを求めますか。 (あてはまるものすべてに())【一般】

相談機関に求めることは、「どこに相談したらよいか知らせてくれる案内や広報がある」55.2%が最も多い回答となっています。次いで「ひとつの窓口で、いろいろな相談をすることができる」47.1%、「気軽に相談できそうな雰囲気がある」44.5%となっています。



n=1,115(R3)

3 地域活動実践者等へのアンケート調査結果

(久喜市社会福祉協議会実施)

(1)調査概要

①アンケート調査

「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域活動実践者等に対して、地域福祉に関する意向や変化、今後の展望に対する意見を伺い、 基礎資料とするため、久喜市社会福祉協議会がアンケート調査を実施しました。

	I 地域活動実践者	Ⅱ専門職
調査	① 民生委員・児童委員	市内福祉サービス事業所等の福
対象者	② 福祉委員	祉に関わる専門職
	③ くき元気サービス協力会員	(居宅介護支援事業所、介護保
	④ 登録ボランティアグループ	険サービス事業所・施設、障がい
	⑤ 登録個人ボランティア	児者福祉サービス事業所・施設、
	⑥ ふれあい・いきいきサロン	子育て支援機関・施設、病院、薬
	⑦ 地区コミュニティ協議会	局等)
調査	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
方法	③④は会議・研修の機会にグル	
	ープワークを実施	
配布数	1,203件	176事業所
回収数	687件	89事業所
回収率	57. 1%	50. 6%
調査時期	令和3年7月9日~	令和3年8月23日~
	令和3年9月17日	令和3年9月15日

- ・グラフの「 $n = \bigcirc\bigcirc$ 」という表記は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数)を表しています。
- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。
- ・選択肢に対しての回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・報告書中の文章やグラフにおいて、設問や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。
- ※アンケート調査結果の詳細については、久喜市社協ホームページに掲載しています。

②グループワーク

「久喜市全体で、ボランティア活動を活発にするためには誰が何をしていく ことが望ましいか」について検討し、情報発信の重要性や情報発信の方法につい て工夫が必要との意見が出されました。

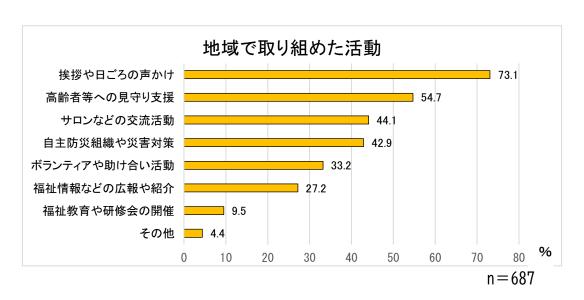
対 象	参加者数	実施日・会場
くき元気サービス	14人	令和3年7月19日(月)
協力会員研修会		ふれあいセンター久喜
	11団体	令和3年7月13日(火)
登録ボランティアグループ	12人	菖蒲文化会館
代表者会議	22団体	令和3年7月15日(木)
	21人	ふれあいセンター久喜
合 計	47人	

(2) 主な回答結果

お住まいの地区で、取り組めた活動について教えてください。 (あてはまるものすべてに〇) 【地域活動実践者】

取り組めた活動は、「挨拶や日ごろの声かけ」73.1%が最も多い回答となっており、次に「高齢者等への見守り支援」54.7%となっています。

特に、民生委員・児童委員は、「挨拶や日ごろの声かけ」が78.9%、「高齢者等への見守り支援」が73.3%、福祉委員も「挨拶や日ごろの声かけ」が82.1%と非常に高く、コロナ禍においても様々な工夫をしながら、住民と顔の見える関係づくりと地域情報の把握に努められた様子がわかります。



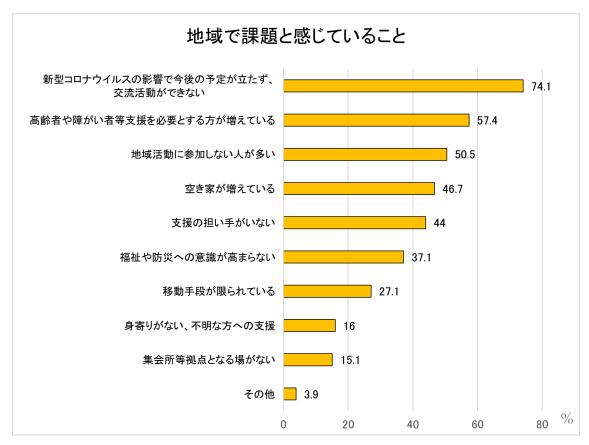
■地域活動実践者別の回答

(単位:%)

	合計	比率	民生	福祉	協力	登録	登録	##"	コミ
	(人)	(%)	委員	委員	会員	団体	個人	りして	協
挨拶・声かけ	502	73.1	78. 9	82.1	60.8	46.9	66.7	74.5	67.6
見守り支援	376	54.7	73.3	52.7	39. 2	34.7	22. 2	53.9	42.6
サロン	303	44. 1	27.9	49.1	41.2	55.1	31.5	87.3	35.3
災害対策	295	42.9	39.4	54.5	33.3	36.7	16.7	50.0	58.8
ボランティア	228	33.2	26.3	25.9	41.2	42.9	53.7	37.3	35.3
広報・紹介	187	27.2	27.5	28.6	17.6	32.7	20.4	34.3	22.1
研修会開催	65	9.5	4.8	5.4	11.8	24.5	22. 2	10.8	8.8
その他	30	4.4	4.4	3.6	2.0	6.1	3.7	2.9	8.8

今後、お住まいの地区では、どのようなことが心配だと感じていますか。 (あてはまるものすべてに〇) 【地域活動実践者】

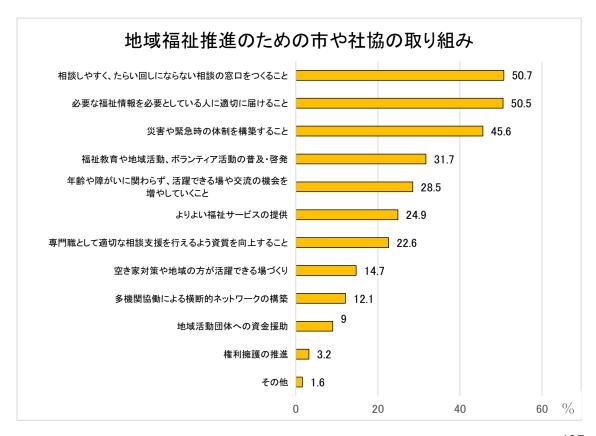
地域で課題と感じていることでは、「新型コロナウイルスの影響で今後の予定が立たず、交流活動ができない」74.1%、「高齢者や障がい者等支援を必要とする方が増えている」57.4%、「地域活動に参加しない人が多い」50.5%が上位にあげられています。



n = 687

これからの計画の中で、市や社会福祉協議会が取り組んでいくこととして、 望ましいと思う内容は何ですか。(〇は3つまで) 【地域活動実践者】

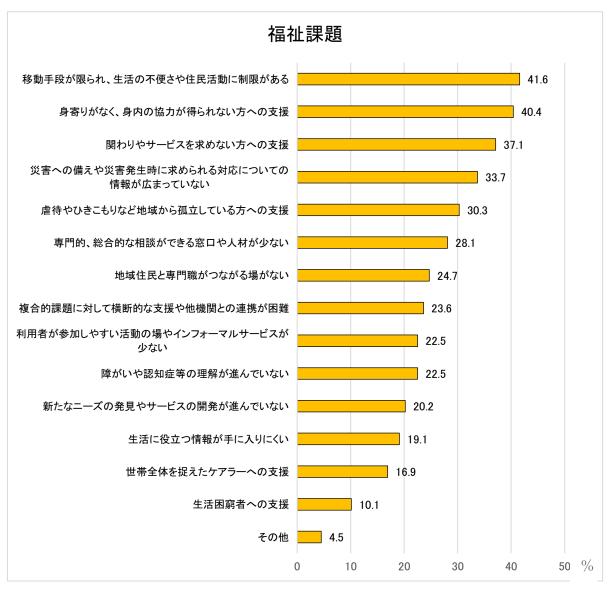
市や社会福祉協議会が取り組んでいくこととして、「相談しやすく、たらい回しにならない相談の窓口をつくること」50.7%、「必要な福祉情報を必要としている人に適切に届けること」50.5%、「災害や緊急時の体制を構築すること」45.6%が上位にあげられています。



n = 687

日頃の業務の中で、久喜市の福祉課題として強く感じていることは何ですか。(〇は5つまで) 【専門職】

課題と感じていることでは、「移動手段が限られ、生活の不便さや住民活動に制限がある」41.6%、「身寄りがなく、身内の協力が得られない方への支援」40.4%、「関わりやサービスを求めない方への支援」37.1%が上位にあげられています。



n = 89

4 調査結果から見える現状と課題

(1) 市民アンケート調査の結果から見える現状と課題

① 近所付き合いの希薄化・意識変化

約8割の方が、ご近所とは、挨拶や世間話などの付き合いがありますが、困ったときに手助けを求められるかとの質問では、25.9%の方が「手助けを求めたいが遠慮してしまう」、6.6%の方が「手助けを求められない」、22.5%の人が「わからない」と回答しています。

平時や災害時に住民同士が支え合い、助け合いができるよう、地域性や時代に あった関係を構築していくことや住民一人ひとりが地域との関わり合いを深め ていく必要があります。

また、災害対策への関心は高く、災害時に住民同士が支援し合う必要性を多くの市民が認識しています。災害時に住民が支え合うことができる地域づくりを進めるために、引き続き要援護者見守り支援事業*の周知や自主防災組織等の支援をしていく必要があります。

② 地域福祉活動への参加者の伸び悩み

ボランティア活動等に「参加している」、「参加したことがある」と回答した人は、合計で24.2%となっています。前回の調査より0.5ポイント増加しています。

ボランティア活動等へ参加したことがない理由として、「参加する時間がない」、「参加方法がわからない」と回答した人の割合が高くなっています。

ボランティア活動等を活発にするために「積極的な情報提供」や「活動時間の 短縮など参加しやすい工夫」、「体験活動など、初めての人も参加しやすいような きっかけづくりを行う」ことが求められています。

また、リーダーとなる人の育成やボランティアセンター^{*}の機能を強化する必要があります。

③ 包括的な相談支援体制※の充実

相談や支援を受けることができる環境について、「整備されていると思う」、「どちらかというと整備されていると思う」と回答した人は、約2割でした。約5割の方が「相談機関の情報提供」や「包括的な相談窓口」を求めています。

必要な人が必要な時に支援を受けられるよう、様々な媒体を使い、きめ細かな情報を提供していく必要があります。

また、複雑化・複合化した課題を解決するため、ワンストップ型の包括的な相談窓口及び支援体制を構築する必要があります。

(2) 地域活動実践者アンケート調査の結果から見える現状と課題

① 地域活動の担い手不足

地域活動実践者がそれぞれの状況に応じて、日頃の生活の中で「挨拶や声かけ」、「ふれあい・交流を深める付き合いや場づくり」を実践し、問題の早期発見を可能とする環境は形成されていますが、活動の主体は70歳代を中心としたシニア世代となっています。

一方で、一人暮らしの高齢者など支援を必要とする人が増加しており、現在の システムを維持していくためには担い手不足が課題となっています。

課題解決のためには、若い世代等、多様な担い手の参加協力が必要です。

② 交流活動の機会や場の減少

新型コロナウイルス感染症の影響により、人との関わりが制限される中で、交流活動の減少を危惧する意見が多くありました。また、集まれる場所が少ない、 利用しにくい、地域活動に参加しない人が増えているとの意見もありました。

地域活動の核となり、誰でも交流できる場や機会を増やしていくことは、日頃からの関係構築とともに、課題の早期発見につながります。

③ 相談先のわかりにくさや情報不足

一つの世帯に複数の課題が存在していて、どこに相談したらよいかがわからない案件が増えているとの意見があり、包括的に対応できる支援体制を構築する必要があります。

また、専門職や関係機関の機能がわかりくいため、どこに相談したらよいかわからないという意見もあり、さらなる相談窓口の周知や地域住民と専門職をつなぐ人材が必要です。

(3) 専門職アンケート調査の結果から見える現状と課題

① 生活支援や制度の狭間の困りごとの増加

生活支援や制度の狭間の困りごとが増加しており、隙間を埋めるようなサービスが期待されています。また、地域性にあったサービスや支え合いの検討と体制づくりが必要です。

② 孤立化している世帯への対応が困難

専門職からは、一人暮らしの高齢者が増加しており、身寄りのない方や身内の協力を得られない方、関わりやサービスを求めない方への支援が困難との意見が多くありました。また、身近に相談できる人や場が必要との意見がありました。身近に相談できる体制づくりが必要です。

③ 複合的な課題のある世帯への対応が困難

専門職からは、複合的な課題のある世帯への対応が困難との意見がありました。一つの窓口で相談できる相談体制や、困難なケースへの対応には、関係機関同士の連携体制を構築する必要があります。

④ 連携の不足

サービス利用者等にとっての居場所づくりや交流の機会が増えたことは実感されていますが、さまざま課題が累積する中では、専門職同士や、専門職と地域の関係者等とが連携し、意見交換を図りながら対応していくことが解決の糸口となると考えられます。専門職同士や専門職と地域活動実践者が相互理解を図り連携を深める場づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

ともに生き、ともに安心して 暮らすことのできる地域社会づくり

本市は、令和5年度を始期とする、今後10年間のまちづくりの指針となる「第2次久喜市総合振興計画」において、まちの将来像「人が笑顔 街が元気自然が豊か 久しく喜び合う住みやすいまち 久喜」の実現を目指しています。第1次及び第2次の地域福祉計画・地域福祉活動計画とも、基本理念として「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」を掲げ、誰もが地域において自分らしくいきいきと生活していくために、「市民、行政、関係機関の協働による支え合いの仕組みの実現」を目指してきました。

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画もこの基本理念を踏襲し、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指していきます。

2. 基本目標と重点施策

本計画では、第2章でまとめた地域福祉に関する現状と課題を踏まえ、基本理念「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」の実現に向け、4つの基本目標と11の重点施策を定め、計画を体系的に展開していきます。

基本目標1 誰もがいきいきと自分らしく暮らすことができる 地域づくり











重点施策1 地域福祉への関心を高めます

重点施策2 地域福祉活動の担い手を育成します

誰もが住み慣れた地域で、安心して、いきいきと自分らしく暮らすことができるようになるためには、支え合いの地域をつくっていく必要があります。そのためには、普段から地域福祉への理解・関心を深め、地域福祉活動に参加する人が増えていくことが必要となります。福祉に対する理解・関心を深め、地域福祉活動に参画する機会をつくることで、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。

本市では、令和2年3月に「健幸・スポーツ都市」を宣言しており、スポーツ を通じた健康増進に取り組むこととしたところです。このことを踏まえて、生涯 を通じて、地域福祉活動の担い手として活躍するとともに、充実した生活を送る ために、健康を維持増進する取り組みを推進します。

基本目標2 誰もがお互い様の気持ちで支え合う地域づくり





重点施策1 地域にあった支え合いの構築を図ります

重点施策2 世代を超え、誰でも参加できる身近な地域活動の充実を

図ります

地域には、それぞれの地域課題があり、その解決には地域独自の視点や取り組みが必要とされています。地域にあった住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組んでいきます。

あらゆる年代の人が、地域活動に参加できるよう、多種多様な地域活動の充実 を図ります。

基本目標3 誰もがつながり、一緒に取り組む地域づくり













重点施策1 複雑化・複合化した生活課題に対応するため、

包括的な相談支援体制を構築します

重点施策2 支援を必要とする人が適切な支援を受けることが

できるよう、わかりやすい情報提供を行います

重点施策3 個々の活動をつなぐ仕組みをつくります

誰もが住み慣れた地域で、様々な問題を抱えながらも、自分らしく暮らすこと ができるよう、複雑かつ複合化した課題を抱える世帯や人を支援するために、ワ ンストップでわかりやすい相談窓口の設置など包括的な相談支援体制を構築し ます。

支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、様々な媒体を 活用して、必要な情報をわかりやすく提供します。

地域、行政、関係機関等が連携しながら、支援する体制を構築します。

基本目標4 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

















重点施策1 災害の備えや地域の見守り体制を強化し、

孤立しない地域づくりを行います

重点施策2 住み慣れた地域で自分らしく生活を送るために、

福祉サービスの充実を図ります

重点施策3 成年後見制度の利用促進、権利擁護に対する支援を行います

重点施策4 犯罪をした者等に対する再犯防止の支援を行います

誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、平時の見守りや災害 時に備えた体制づくりを推進し、孤立しない地域づくりを進めていきます。

また、様々な問題を抱えながらも自立した生活を送ることができるよう、各福 祉計画で策定した事業の円滑な実施とサービスの向上を図っていきます。

併せて、成年後見制度の利用促進や犯罪をした者等の犯罪防止を支援してい きます。

3. 計画の体系

基本理念 基本目標 重点施策 1 地域福祉への関心を高めます ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり 1. 誰もがいきい きと自分らしく 地域福祉活動の担い手を育成します 暮らすことがで きる地域づくり 地域にあった支え合いの構築を図ります 2. 誰もがお互 い様の気持ちで 2 世代を超え、誰でも参加できる身近な 支え合う地域づ 地域活動の充実を図ります < 1) 3. 誰もがつな 複雑化・複合化した生活課題に対応するた がり、一緒に取 め、包括的な相談支援体制を構築します り組む地域づく 2 支援を必要とする人が適切な支援を受け W) ることができるよう、わかりやすい情報 提供を行います 3 個々の活動をつなぐ仕組みをつくります 災害の備えや地域の見守り体制を強化し、 4. 誰もが安全で 孤立しない地域づくりを行います 安心して暮らせ る地域づくり 2 住み慣れた地域で自分らしく生活を送る ために、福祉サービスの充実を図ります 3 成年後見制度の利用促進、権利擁護に 対する支援を行います 4 犯罪をした者等に対する再犯防止の支援 43 を行います

第4章 施策の展開

基本目標 1 **誰もがいきいきと自分らしく暮らすことができる** 地域づくり



1 地域福祉への関心を高めます







目標(目指す姿)

あらゆる年代の人が、地域福祉に関していつでも学ぶ機会や体験する機会があり、地域共生社会や多様性を尊重する社会への理解を深めています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査で、地域福祉について、前回の調査より「知らない」と答えた人は、4.4ポイント増えています。また、「聞いたことはあるが意味は知らない」、「知らない」と回答した人は64.5%いました。
- ・地域活動実践者へのアンケート調査では、地域住民が取り組んでいくこととして、「誰もが支え、支えられるという支え合いの地域をつくること」「高齢になっても自分自身の健康づくりを続けていくこと」と回答した人は50%を超えていました。
- ・地域福祉や共生社会の考え方について、より一層の浸透を図る必要がありま す。

みんなで取り組むこと ____

- ・いくつになっても、自ら生きがいを持ち、自己研さんに努めましょう。
- ・多様性や個性の尊重について理解を深めましょう。
- ・地域福祉への関心や理解を深めましょう。

(1) 福祉への理解や福祉教育を促進します。

	社会福祉協議会や福祉施設と連携し、あらゆる世代を対象とした福祉教
1	育やボランティア活動など体験学習を推進し、福祉への理解や関心を高
	めます。 【主な担当課:福祉部関係課、指導課、生涯学習課】
	人権を尊重する意識を高める取り組みを行います。
2	【主な担当課:人権推進課、指導課、生涯学習課】
	認知症や障がいに関する知識や理解を深める取り組みを行います。
3	【主な担当課:障がい者福祉課、高齢者福祉課】

社会福祉協議会の主な取り組み

(1) 福祉教育や生涯学習等の充実を図ります。

1	大人から子どもまで全ての世代を対象とした福祉教育の推進を図りま
	す。
	地域福祉や介護予防に関する出前講座を充実し、地域福祉への理解や関
	心を高めます。
	認知症サポーター養成講座や、共生支援事業等の開催により、地域共生
3	社会への理解を深めます。

●●● 令和9年度の目標値 ●●●

指標	現状値	目標値
万日 化示	(令和3年度)	(令和9年度)
「地域福祉」という言葉や意味を知ってい	20.0%	EO 00/15/ F
る市民の割合	30.9%	50.0%以上

評価項目の内容	現状値	目標値
計画項目のパカ	(令和3年度)	(令和9年度)
生涯学習関連の講座・教室の参加者数	4,930 人	
	※コロナ影響	16,000 人
	15,208 人(H30 年度)	
市内小中学校における福祉教育の実施校数	19 校	全校



2 地域福祉活動の担い手を育成します

目標(目指す姿)





地域福祉に対して理解・関心が深まり、あらゆる年代の人が地域福祉活動に参加しています。

【現状と課題】

- ・少子高齢化や核家族化により地域で支援を必要とする人が増加する一方、地域 における福祉活動の担い手不足や担い手の高齢化が課題となっています。
- ・市民アンケート調査では、ボランティア活動に参加したことがない人に理由を聞いたところ、「活動の内容や参加方法がわからない」30.7%、「健康や体力に自信がない」26.4%の人が回答しています。
- ・ボランティア活動を活性化するには、情報提供やコーディネート機能の強化が 求められています。
- ・生涯を通じて、地域福祉活動の担い手として活躍するためには、健康を維持増 進するための取り組みも必要となっています。

みんなで取り組むこと

- ・地域の状況に関心を持ち、ボランティア活動に参加しましょう。
- ・地域や身近な範囲で地域の支え合い活動に取り組めるよう、日頃のコミュニケーションを深めましょう。
- ・自身の持つ技能や知識を活かしたボランティア活動に取り組みましょ う。
- ・健康増進や介護予防に努めましょう。

(1) ボランティアや福祉人材の育成を図ります。

① ボランティアとしての活動が期待される人材の発掘と経験や知識を地域に活かせるよう支援を行います。 【主な担当課:関係課】

(2)健康意識の醸成を図ります。

健康づくりや介護予防に取り組みます。

① 【主な担当課:健康医療課、中央保健センター、スポーツ振興課 高齢者福祉課、介護保険課】

社会福祉協議会の主な取り組み

(1) ボランティア活動を推進します。

市と連携し、ボランティアへのきっかけをつくるような講座の開催やボ ① ランティア団体の支援等、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

●●● 令和9年度の目標値 ●●●

指標	現状値	目標値
11 13/	(令和3年度)	(令和9年度)
ボランティアやNPO活動に参加したこと がある市民の割合	24. 2%	29.2%

^{※「}以前に参加したことがある」、「参加している」と回答した市民

評価項目の内容	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
はつらつリーダー [※] (介護予防ボランティア)の年間養成人数	4人	15 人
ボランティアセンター登録新規団体数	3 団体	年3団体
ボランティアセンター登録新規個人数	13 人	年15人

基本目標2 誰もがお互い様の気持ちで支え合う地域づくり



1 地域にあった支え合いの構築を図ります

目標(目指す姿)





地域住民同士が日頃からの声かけや、さりげない見守り活動により、互いに支え合う地域づくりができています。

地域の実情に合わせた地域福祉活動の取り組みが行われ、地域住民が力を合わせ地域課題に取り組んでいます。

【現状と課題】

- ・地域活動実践者へのアンケート調査で、地域で課題と感じていることや地域福祉推進のために地域住民が取り組むべきものについては、地域による差があることがわかりました。
- ・地域の中で地域課題に対応するためには、住民の主体的な参加協力と、地域課題の共通理解や解決に向けた連携が必要です。
- ・地域活動実践者へのアンケート調査では、「声かけを続けることで関係性が構築できる」との意見が多くありました。また、前回の調査時点(平成27年度)より「隣近所の見守りや声かけが進んだ」と感じている実践者は45.7%いました。
- ・支え合いの地域づくりのために、今後も挨拶等の声かけ活動を実践していく必要があります。

みんなで取り組むこと

- ・挨拶等、ご近所と日頃から関わりをもち、顔見知りの関係を築きましょ う。
- ・自治会など地域の活動や行事に積極的に参加し、地域への関心を高めま しょう。
- ・無理のない範囲で手伝えることを意識して取り組んでいきましょう。

(1) 住民主体の活動を支援します。

全種団体の活動に対する支援や活動内容の周知を図ります。 【主な担当課:関係課】

(2) 高齢者や障がい者・児、子育て世帯の地域生活を支援します。

1	地域包括ケアシステム*の拡充を図ります。【主な担当課:高齢者福祉課】	
	障がい者・児を地域全体で支える体制づくりを進めます。	
(2)	【主な担当課:障がい者福祉課】	
(3)	地域全体で子育てを支援する環境を整えます。	
3	【主な担当課:子ども未来課、保育課】	

社会福祉協議会の主な取り組み

(1) 住民自らが参加する小地域福祉活動※を推進します。

1) くき元気サービス等、住民同士の助け合い活動を推進します。			
2	温祉委員による挨拶や声かけ、見守り活動を推進します。			
3	身近な地域の範囲で、地域の実情に合った福祉活動を推進します。			

●●● 令和9年度の目標値 ●●●

指標	現状値	目標値
J日 1示	(令和3年度)	(令和9年度)
隣近所の見守り、声かけや地域の支え合い	45. 7%	E00/171 F
が進んだと感じる活動実践者の割合	43. 7%	50%以上

^{※「}とても思う」、「思う」と回答した活動実践者

評価項目の内容	現状値	目標値
	(令和3年度)	(令和9年度)
ファミリー・サポート [※] ・センター会員数	883 人	1,000人
くき元気サービス新規登録協力会員数	7人	年10人
地区あったか会議新規設置数	0 か所	年1か所



2 世代を超え、誰でも参加できる身近な地域活動の 充実を図ります

目標(目指す姿)



自分の身近な地域で、誰でも参加できる地域活動や交流することができる場所があります。さらに、多様な交流機会が増えることにより、問題を早期に発見できる環境が整備されています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査で、39.4%の人が「地域活動に参加したことがない」 と回答しています。参加したことがない理由として、「活動する時間がない」や 「健康や体力に自信がない」と答えている人が多くいました。
- ・市民アンケート調査で、地域で課題と感じていることは、「住民同士の交流の場の不足」と回答した人は24.2%いました。
- ・地域活動実践者へのアンケート調査では、今後地域住民が取り組むこととして「地域で誰もが参加できる場や交流できる場を増やしていくこと」と回答した人は48.5%いました。
- ・身近な地域に参加できる場があることで、困りごとの早期発見や助け合いにつ ながりやすくなります。多様な交流の機会やつながりを持てる拠点を増やして いくことが必要です。

みんなで取り組むこと

- ・地域の拠点として、年代や障がい等に関わらず、誰もが参加しやすく、 気軽に交流し、相談できる場をつくりましょう。
- ・自分自身も人や場所とつながり、安心して暮らせる環境をつくりましょ う。

(1) 居場所づくりを支援します。(交流拠点の整備・交流機会の充実)

地域住民の交流の場となる活動拠点として、公共施設や民間施設を活用 ① した交流の場づくりを支援します。

【主な担当課:市民生活課、高齢者福祉課、子ども未来課】

(2)地域のコミュニティ活動を支援します。

(3) 市民団体、ボランティア等を支援します。

(1) 補助金を交付するなど、市民団体やボランティア等の活動を支援します。 【主な担当課:市民生活課、社会福祉課、高齢者福祉課、子ども未来課】

社会福祉協議会の主な取り組み

(1) 小地域福祉活動を推進します。

① ふれあい・いきいきサロン等、誰でも参加できる場づくりに努めます。 また、サロン同士の情報交換やネットワークの構築を図ります。

●●● 令和9年度の目標値 ●●●

指標	現状値	目標値
	(令和3年度)	(令和9年度)
過去5年間に地域活動に参加した市民の割合	59.3%	66.8%

評価項目の内容	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動への市民 参加人数	0人(中止) ※コロナ影響 25,428人(R元年度)	25,700 人
新たなまちづくり活動(地域提案型活動事 業*)に関する申請数	4件	10 件
ふれあい・いきいきサロン新規登録数	2 か所	年3か所

基本目標3 誰もがつながり、一緒に取り組む地域づくり



1 複雑化・複合化した生活課題に対応するため、

包括的な相談支援体制を構築します

目標(目指す姿)









複雑化・複合化した生活課題で困っていても、地域や専門の支援機関の支援を受けながら、住み慣れた地域で生活しています。また、悩みごとがある人は、一つの窓口に相談することで、必要な関係機関につながることができ、解決方法を協力して考える体制ができています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査で、相談支援体制について、「困りごとがあったときに、相談できる場、支援を受けることができる環境等が整備されていると思うか」について質問したところ、「思う」、「どちらかというと思う」と回答した人の合計は17.6%でした。また、約5割の方が「相談機関の情報提供」や「包括的な相談窓口」を求めています。
- ・地域活動実践者へのアンケート調査でも、市や社会福祉協議会が取り組むこと として「相談しやすく、たらい回しにならない相談の窓口をつくること」と多く の人が回答していました。
- ・複合的な生活課題に対して、個々の相談窓口では、十分に対応しきれていない現状があります。
- ・地域住民、市、関係機関が連携し、複合的な生活課題に対応でき、誰もが利用しやすい包括的な相談窓口を構築することが求められています。

みんなで取り組むこと

- ・「困ったときはお互い様」と考え、ひとりで抱え込まないようにしましょう。
- ・総合相談窓口を知り、気になることは気軽に相談しましょう。
- ・地域に心配な方がいたら、民生委員・児童委員をはじめ、市や社会福祉協 議会等の相談窓口を紹介しましょう。

(1)複雑化・複合化した生活課題に対応します。

1	包括的な相談支援体制を構築します。	【主な担当課:社会福祉課】
	虐待防止に向けた体制の充実を図ります。	
2	【主な関係課:障がい者福祉課、	高齢者福祉課、介護保険課、
		子ども未来課】
3	生活困窮者の自立を支援します。	【主な担当課:生活支援課】
	ケアラー*への支援を行います。	
4	【主な関係課:障がい者福祉課、	高齢者福祉課、介護保険課、
		子ども未来課、指導課】

社会福祉協議会の主な取り組み

(1)総合相談機能を強化します。

1	多様な相談を受け止め、他機関と連携しながら支援に取り組みます。
2	専門職による総合的な相談支援の仕組みづくりを行います。

●●● 令和9年度の目標値 ●●●

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
困りごとがあったときに相談や支援を受ける環境が整備されていると感じる市民の割合	17. 6%	50%以上

^{※「}思う」、「どちらかというと思う」と回答した市民

評価項目の内容	現状値	目標値
計画項目の内台	(令和3年度)	(令和9年度)
包括的な相談窓口で受けた複雑化・複合化	_	
した相談のうち、支援につながった割合	(R5 年度から実	100%
	施予定のため)	



2 支援を必要とする人が適切な支援を受けることが できるよう、わかりやすい情報提供を行います

目標(目指す姿)



支援を必要とする人が、必要な情報を得ることができ、必要な支援を受けることができています。

【現状と課題】

- ・地域活動実践者へのアンケート調査では、市や社会福祉協議会が取り組むこととして「必要な福祉情報を必要としている人に適切に届けること」と多くの人が回答していました。以前よりは「福祉に関する情報を得やすくなった」という意見も多数ありますが、よりわかりやすい情報提供や積極的に情報発信していくことが求められています。
- ・様々な媒体を使い、理念や方向性など理解を求める内容も含め、きめ細かに情報を提供していく必要があります。

みんなで取り組むこと

- ・広報や回覧などを意識して見ることで、日頃の情報収集に努めましょう。
- ・地域の情報に関心を持ち、近所で困っている方に、情報を伝達し合いましょう。
- ・情報を受け取りにくい方に対しても、日頃からコミュニケーションを深め、情報交換や支援に努めていきましょう。

(1) 広報紙をはじめ様々な媒体を使い、分かりやすい情報提供を行います。

広報くきをはじめとする市の刊行物や市ホームページ、動画チャンネル 等のSNSも活用しながら、福祉に関する情報をわかりやすく発信していきます。 【主な担当課:関係課】

社会福祉協議会の主な取り組み

(1) わかりやすく多様な手法による情報発信を行います。

1	ニーズや世代に応じて、社協だよりやホームページ等の活用を工夫しま す。
2	地域福祉について理念や方向性等を含め、必要な情報提供に努めます。
3	相談内容に応じた相談窓口をわかりやすく示します。

●●● 令和9年度の目標値 ●●●

指標	現状値	目標値
1日 1示	(令和3年度)	(令和9年度)
わかりやすい福祉情報の提供や情報発信が	実践者 50.5%	実践者 60%
進んだと感じる活動実践者・専門職の割合	専門職 41.5%	専門職 50%

[※]現状値は、「とても思う」、「そう思う」と回答した活動実践者・専門職の割合

評価項目の内容	現状値	目標値
計画項目の内台	(令和3年度)	(令和9年度)
情報の発信手段の種類	8種類(_{広報紙・HP・}	
	公共施設等掲示板、メー	
	ル・LINE・ツイッター・	9種類以上
	フェイスブック・ユーチ	
	ューブ)	
地域福祉活動計画の説明、概要版配布	_	
	(R5 年度から実	4,000部
	施予定のため)	



3 個々の活動をつなぐ仕組みをつくります

目標(目指す姿)



複雑かつ多様化した地域生活課題を、地域や専門の支援機関が連携しながら支援する仕組みが構築されています。

【現状と課題】

- ・地域活動実践者へのアンケート調査で、住民と関係機関との連携の場が少なく、十分な支援につながっていないことが問題として挙げられました。また、地域特性により、地域課題が異なることも明確になりました。
- ・地域生活課題は複雑かつ多様化しており、既存の制度や個々の取り組みだけでは支えきれないニーズが増えています。地域の特性や地域資源に精通し、それぞれの地域でどのように課題解決に取り組むのか、住民や専門職が一緒に検討していくことが求められています。
- ・個々の取り組みをつなぎ合わせ、従来の福祉分野に限らない幅広い分野の主体 の参加と協働により、新たな課題に取り組むことが求められています。

_ みんなで取り組むこと _____

- ・それぞれの活動の中で困った時は、別の活動者と一緒に取り組めること を探してみましょう。
- ・情報共有や意見交換の機会を持ちましょう。

(1) 福祉に関わる関係機関等との連携強化を図ります。

	民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手や福祉の専門機関との連携を
1	図ります。 【主な担当課:社会福祉課】
	各支援機関が円滑な連携のもとで支援ができるように取り組みます。
2	【主な担当課:社会福祉課】
	地域生活課題の解決に向け高等教育機関や民間事業者等と連携を図りま
3	す。 【主な担当課:関係課】

社会福祉協議会の主な取り組み

(1) CSW (コミュニティソーシャルワーク*) 機能を推進します。

1	地域住民や関係機関と、制度、分野、世代等を超えた活動や、新たな課		
	題の解決にむけた連携について取り組みます。		
地域アセスメント*を行い、地域課題の把握や地域づくりに役立て			
	す。		

●●● 令和9年度の目標値 ●●●

指標	現状値	目標値
万日 化示	(令和3年度)	(令和9年度)
地域住民との関わりや関係機関との連携が	/11 60/	E00/
進んだと感じる専門職の割合	41.6%	50%

[※]現状値は、「とても思う」、「そう思う」と回答した専門職の割合

評価項目の内容	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
高等教育機関や民間事業者等との連携交流 事業数	59 件	83 件

基本目標4 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり



1 災害の備えや地域の見守り体制を強化し、

孤立しない地域づくりを行います

目標(目指す姿)







日頃から近所同士の挨拶や見守り活動があり、災害時にも互いに声をか けあえる地域がつくられています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査で、地域の人にして欲しい手助けは、「災害などの緊急時の手助け」、「安否確認や見守り」と多くの人が回答していますが、困った時に手助けを求めることについては、「求められない」、「遠慮してしまう」、「わからない」と回答した人の合計は55%でした。
- ・市民アンケート調査で、災害時に住民が支え合う地域づくりで必要なこととして、「日頃からの挨拶、声かけやお付き合い」と75. 2%の人が回答しています。
- ・地域活動実践者へのアンケート調査で、市や社会福祉協議会が取り組むこととして「災害や緊急時の体制を構築すること」と多くの人が回答しています。
- ・平時の見守りや災害時に備えた体制づくりを推進し、孤立しない地域づくりを 行っていく必要があります。
- ・各地域の災害に対する温度差がみられるため、地域課題や状況にあった体制づくりが求められています。

みんなで取り組むこと

- ・日頃から、声かけをしあい、何かあったら助け合える関係づくりを心が けましょう。
- ・地域の自主防災活動や防災訓練に参加しましょう。
- ・日頃から要援護者の見守りや声かけを行い、災害時には安否確認や避難 誘導等の支援に努めましょう。

(1) 住民主体の見守り活動を推進します。

要援護者の見守りや登下校時の見守り活動の支援を行います。 【主な担当課:社会福祉課、高齢者福祉課、学務課】

(2) 住民主体の防犯、防災活動を推進します。

① 防犯パトロール、防災訓練、自主防災組織の支援を行います。 【主な担当課:市民生活課、消防防災課、社会福祉課】

社会福祉協議会の主な取り組み

(1) あんしんカードの設置を推進します。

① 災害時や緊急時に活用できるあんしんカードの必要性を周知し、配布や 設置を推進します。

(2) 災害ボランティアセンター*の運営

- ① 災害時に備えて、災害ボランティアセンター立上げ訓練を実施します。
- ② | 災害に備える地域活動への参画とネットワークを強化します。

●●● 令和9年度の目標値 ●●●

指標	現状値	目標値
1日 1示	(令和3年度)	(令和9年度)
困ったときに地域の人に手助けを求めるこ	34. 6%	39.6%
とができる市民の割合	34.0%	39.0%
災害時要援護者*の支援体制づくりが進ん	実践者 27.8%	実践者 30%
だと感じる活動実践者・専門職の割合	専門職 49.4%	専門職 50%

[※]現状値は、「とても思う」、「そう思う」と回答した活動実践者・専門職の割合

評価項目の内容	現状値	目標値
計画項目の内台	(令和3年度)	(令和9年度)
人口千人あたりの地域防犯(見守り)活動人数	11.3人	12.0人
自主防災組織の組織数	163 組織	175 組織
あんしんカード配布数	年813枚	年1,000枚



2 住み慣れた地域で自分らしく生活を送るために、

福祉サービスの充実を図ります

目標(目指す姿)







福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを受け、住み慣れた地域で自分らしく生活しています。

【現状と課題】

- ・市民アンケート調査で、地域福祉を充実させるために優先的に取り組むこととして、「福祉サービスの質の向上」や「福祉サービスの充実」を挙げている人が 約3割いました。
- ・専門職へのアンケート調査で、生活困窮者や権利擁護の支援が必要な方の潜在 化した課題が見えにくく、支援につながらないという声が多くありました。支援 の必要性を感じていても、利用者や家族の理解が得られなかったり、身元保証等 を安心して任せられる支援機関の情報や体制等が十分でないことが考えられま す。
- ・自立支援や権利擁護の体制を充実する必要があります。
- ・住んでいる地区での心配事では、「移動手段について課題である」と答えている人が多くいました。
- ・住み慣れた地域で自立した生活を送るために、各福祉計画で策定した事業の円 滑な実施と福祉サービスの向上を図っていく必要があります。

みんなで取り組むこと

- ・自ら困っていることを発信しがたい方が、心配な状況にあることに気づいたら、相談窓口につなげましょう。
- ・相談支援機関やサービス事業所等は地域住民との関係づくりに取り組み、地域のニーズを把握し、サービスの改善、充実に取り組みましょう。

(1) 各福祉計画で策定した事業を円滑に実施します。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、 障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画で策定した事業を円滑 に実施します。

> 【主な担当課:障がい者福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、 子ども未来課、保育課】

(2) 市民の移動手段の確保に努めます。

(1)

【主な担当課:交通企画課】

(3) バリアフリー及びユニバーサルデザイン*の環境を整備します。

公共施設等におけるバリアフリー化等の施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインについての理解を深め、普及・活用を図ります。 【主な担当課:社会福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、各施設所管課】

社会福祉協議会の主な取り組み

(1)権利擁護に関する理解の促進に取り組みます。

① 権利擁護に関して活動実践者や関係機関との連携強化を図り、理解の促進に努めます。

(2)各種サービスや事業を円滑に実施します。

① | 地域福祉事業や在宅福祉事業を円滑に実施します。

●●● 令和9年度の目標値 ●●●

指標	現状値	目標値
1日 1示	(令和3年度)	(令和9年度)
福祉サービスが充実したと感じる活動実践	実践者 37.1%	実践者 40%
者・専門職の割合	専門職 41.5%	専門職 50%

[※]現状値は、「とても思う」、「そう思う」と回答した活動実践者・専門職の割合

評価項目の内容	現状値	目標値
計画項目の内台	(令和3年度)	(令和9年度)
地域包括支援センターの相談件数	36,334件	37,500件
障がい者就労支援事業における新規就労者	28 人	35 人
数	20 / \	33 / (
保育所等巡回支援事業の事業満足度	100%	100%
経済的自立により生活保護が廃止となった	32 世帯	37 世帯
世帯数	52 庄市	37 Em
市が運行する公共交通利用者数	154, 229 人	
	※コロナ影響	190,500 人
	166,125人	190, 500 人
	(R 元年度)	

重点 施策

3 成年後見制度の利用促進、権利擁護に対する 支援を行います

久喜市成年後見制度利用促進基本計画

【久喜市成年後見制度利用促進基本計画策定の趣旨】

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどによって、判断能力が 十分ではない方の生命・身体・権利・財産を守るための制度として、平成12年 に介護保険制度の開始とともに導入されました。

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことが課題となっています。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢 者等の数と比較して著しく少なく、十分に活用されていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号。以下「促進法」という。)が施行され、同法律に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。

その中で、市町村が基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な計画を定めるよう努めるものとされています。

このことから、本市では、認知症、知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が不十分となっても、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持って生活ができるよう、久喜市成年後見制度利用促進基本計画を本計画と一体的に策定し、取り組むものです。





認知症や障がいがあることによって判断能力の十分ではない方や、自己の権利を表明することが困難である等の理由により支援を必要とする人が、意思や尊厳、そして自分らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用し、住み慣れた地域で安心して生活しています。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。成年後見制度は大きく分けて①法定後見制度と②任意後見制度の、2つの種類があります。

①法定後見制度

区分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	
保佐	判断能力が著しく不十分 な方	保佐人	監督人を選任する ことがあります。
後見	判断能力が欠けているの が通常の状態の方	成年後見人	

②任意後見制度

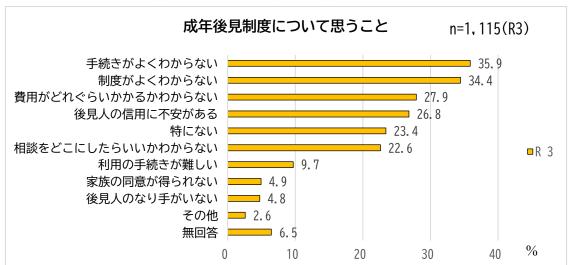
十分な判断能力がある方が、将来判断能力が十分ではなくなった場合に備えて、あらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、判断能力が十分ではなくなったときに、その契約にもとづいて任意後見人が本人を援助する制度です。契約は、家庭裁判所が「任意後見監督人選任の審判」をしたときから、その効力が生じます。

【現状と課題】

・市民アンケート調査で、成年後見制度について、「聞いたことはあるが、内容は知らない」、「知らない」と回答した人は、52.3%いました。



・成年後見制度について、「手続きがよく分からない」と35.9%、「制度がよくわからない」と34.4%、「費用がどれぐらいかかるかわからない」と27.9%の人が回答しています。(複数回答)



・成年後見制度について、制度の内容や手続き方法の周知を図り、必要な方が利用できるようにしていく必要があります。

_ みんなで取り組むこと

- ・各種福祉サービスや成年後見制度等についての知識を深めましょう。
- ・認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な方がいたら、 成年後見センター等に相談しましょう。

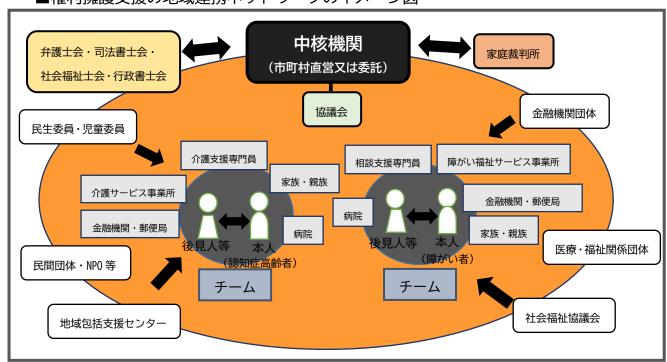
(1)権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運営に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)に司法を含めた連携の仕組みを構築します。

【主な担当課:高齢者福祉課、障がい者福祉課】

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図

(1)



*権利擁護支援の地域連携ネットワーク: 体制の構成は、「チーム」「協議会」「中核機関」 を構成要素とする。

*チーム: 協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

*協議会:「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、 各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関 係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。

*中核機関:専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

(2) 中核機関を中心に、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

権利擁護支援、成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的 ① な役割を中核機関が担い、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

【主な担当課:高齢者福祉課、障がい者福祉課】

【中核機関(久喜市成年後見センター)が行う取り組み】

●広報:成年後見制度について、制度の普及を行います。

●相談:成年後見制度に関する相談を行い、関係機関と一緒に対応します。 また、専門職による個別の相談会を実施します。

●成年後見制度利用促進:家庭裁判所と連携しながら、候補者とする受任調整等を行います。

●後見人支援:後見人の活動を支援し、地域連携ネットワークを活用していきます。

(3)担い手の確保・育成等の推進

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくため、久 喜市社会福祉協議会と連携し、市民後見人の養成講座を開催します。ま た、法人後見については、久喜市社会福祉協議会以外の担い手について も、検討していきます。

【主な担当課:高齢者福祉課、障がい者福祉課】

(4)任意後見制度の利用促進

必要とする方が適切な時機に任意後見監督人の選任がなされるなど、任 意後見制度を安心して利用できるよう、制度の周知や助言、関係機関と の連携を図ります。

【主な担当課:高齢者福祉課、障がい者福祉課】

●●●令和9年度の目標値●●●

指標	現状値	目標値
1日 155	(令和3年度)	(令和9年度)
「成年後見制度」について知っている市民 の割合	44. 8%	60%以上

が年頃日の中郊	現状値	目標値
評価項目の内容	(令和3年度)	(令和9年度)
広報紙への掲載 【周知・啓発】	1 🗇	年2回
周知チラシの配布(イベントや事業にて)	5 回	年10回
【周知・啓発】	2日	井 10 回
成年後見センターで受けた相談件数	16 件	年 40 件
【早期把握・早期支援】	10 1	+ 40 1+
専門職による相談会の開催	_	
【早期把握・早期支援】	(令和4年度か	年2回
	ら実施)	



4 犯罪をした者等に対する再犯防止の支援を行います

久喜市再犯防止推進計画

【久喜市再犯防止推進計画策定の趣旨】

国内の刑法犯検挙者数中の再犯者数は、平成19年以降毎年減少しており、令和2年は89,667人となりましたが、一方で再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることで近年上昇傾向にあり、令和2年は49.1%と過去最高となっています。

また、平成19年版犯罪白書は、戦後約60年間にわたる犯罪記録の分析結果等を基に、全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があること等を示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現のためには、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘しました。

平成28年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」)が成立・施行され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、再犯防止等に関する取り組みを国・地方公共団体・民間が一体となって推進するため、地方公共団体における地方再犯防止計画の策定が努力義務化されました。

犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年)若しくは非行少年であった者 (以下「犯罪をした者等」)の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアル コール等への依存がある、高齢で身寄りがないなど、地域社会において生活する 上で様々な課題や「生きづらさ」を抱えている人が多く存在します。

そのような人の再犯を防止するためには、就労、住居、保健医療、福祉等、地域福祉に関する取り組みを総合的に推進することが重要です。

そのため、「久喜市再犯防止推進計画」は、再犯防止推進法第8条の規定に基づく計画として、本計画と一体のものとして策定するものです。

目標(目指す姿)





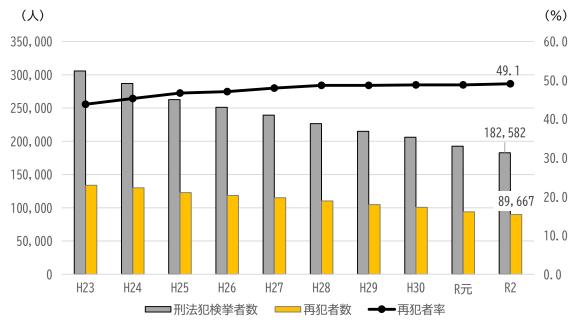


犯罪をした者等が、必要な支援を受け、社会復帰しています。 地域住民も、再犯防止に理解を深め、犯罪をした者等が社会復帰できる よう支援しています。

【現状と課題】

- ・検挙者に占める再犯者数は、毎年減少していますが、再犯者率は、刑法犯検挙者数が大幅に減少しているため上昇傾向にあり、令和2年における全国再犯者率は49.1%、久喜警察署・幸手警察署管内再犯者率は46.5%と高い数値となっています。
- ・犯罪をした者等の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が 受け入れる体制づくりが求められています。
- ・市民アンケート調査において、再犯防止の取り組みに対する考え方として、「自分でやることは難しいが、取り組みは必要だと思う」と59.7%の人が回答しています。
- ・市民アンケート調査において、社会を明るくする運動*の認知度について、「知っている」と回答した人は13.7%でした。再犯防止や犯罪をした者等の立ち直りのための支援について、広報・啓発活動を強化する必要があります。

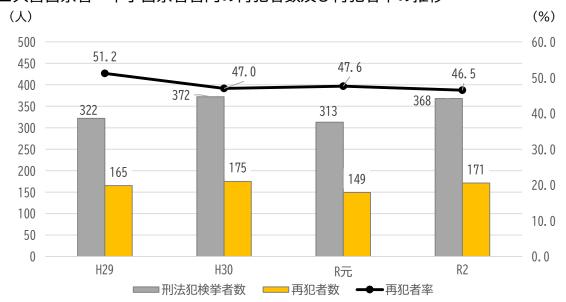
■全国の再犯者数及び再犯者率の推移



資料:令和3年版再犯防止推進白書

年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
再犯者率	48.7%	48.8%	48.8%	49.1%

■久喜警察署・幸手警察署管内の再犯者数及び再犯者率の推移



資料:東京矯正管区提供データ

年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
再犯者率	51.2%	47.0%	47.6%	46.5%

みんなで取り組むこと

- ・再犯防止のための取り組みや活動に関心を持ち、協力しましょう。
- ・社会復帰を目指す人が様々な「生きづらさ」を抱えていることへの理解を深めましょう。
- ・地域に「生きづらさ」や心配ごとを抱えている方がいたら、保護司^{*}、 更生保護女性会^{*}員、民生委員・児童委員をはじめ、企画調整保護司^{*}が常 駐する更生保護サポートセンター^{*}や市、社会福祉協議会等の相談窓口を 紹介しましょう。

市の主な取り組み

(1) 就労・住居確保に取り組みます。

刑務所に再び入所した者のうち7割が、再犯時に無職となっています。また、 仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約 3倍と高くなっており、不安定な就労は再犯リスクに結び付きやすいことが 明らかになっています。

さらに、刑務所を満期で出所した者の約5割が適当な住居が確保されないまま出所している状況にあり、これらの者の再犯に至るまでの期間が、帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっています。

そのため、生活の安定のための就労の確保や適切な帰住先の確保に向けた取り組みを推進します。

生活困窮者等の自立を支援します。

生活困窮者に対し、自立に関する相談支援や就労に関する支援などを 行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることで、就労や住居確 保に結び付け、将来的な再犯防止につなげます。

【主な担当課:生活支援課】

就労に向けた支援を行います。

就労を希望する者について、久喜市ふるさとハローワーク、久喜市障がい者就労支援センター、シルバー人材センター等の就労支援関係機関と連携しながら、就労支援の充実に努めます。

2

(1)

また、就労を希望するひとり親家庭に対し、就労確保のための知識・ 技能の習得や資格の取得を支援します。

【主な担当課:障がい者福祉課、高齢者福祉課、久喜ブランド推進課、 子ども未来課】

協力雇用主[※]を支援します。

(3)

総合評価落札方式*において、協力雇用主の登録がある場合に加点を実施し、受注機会の拡大を図ることで、保護観察*対象者等の雇用及び協力雇用主の確保を図ります。

また、協力雇用主制度に関する広報・啓発活動を行い、制度の理解と協力を深め、新たな協力雇用主の開拓に努めます。

【主な担当課:財政課、社会福祉課】

住居確保のための支援を行います。

帰住先が確保できず、経済的に困窮している人に、一定期間家賃相当額を支給し、住居確保のための支援を行います。

【主な担当課:生活支援課】

公営住宅等の情報提供を行います。

⑤ 公営住宅等の募集について、市ホームページ、窓口等において情報提 (場) 供を行い、住居確保につなげます。

【主な担当課:都市整備課】

(2)保健医療・福祉のサービスを必要とする犯罪をした者等に対して、地域で 生活できるよう支援します。

矯正施設^{**}を出所する際、福祉的な支援が必要な者は、保護観察所^{**}、矯正施設、地域生活定着支援センター^{**}等が連携して必要な調整を行い、保健医療や福祉サービスの支援を受けることができます。

しかし、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から、適切な支援を受けることができない者もいるため、保健医療・福祉の支援を必要とする者が、適切に保健医療・福祉サービスを利用し、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、適切な支援につなげます。

公的機関等との連携を図ります。

【主な担当課:関係各課】

包括的な相談支援体制を構築します。

② ワンストップでわかりやすい相談窓口の設置など、包括的な相談支援 体制を構築し、複合的な課題に対して断らない相談支援、多様な社会参 加に向けた支援を行います。 【主な担当課:社会福祉課、関係課】

生活困窮の子どもに対する学習支援を行います。

③ 貧困の連鎖を解消するため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生、 高校生への学習支援を行います。 【主な担当課:生活支援課】

人権相談を行います。

偏見や差別等の様々な悩みを持つ犯罪をした者等やその家族、犯罪被 舎 書者に対する相談事業を行い、相談内容に応じた助言や関係機関との連携を図り、問題解決に努め、将来的な再犯防止につなげます。

【主な担当課:人権推進課、各総合支所総務管理課】

入学準備金・奨学金の貸付を行います。

(多) 経済的な理由により就学が困難な方のために、高校、大学及び専修学校の入学準備金・奨学金を無利子で貸し付けます。

【主な担当課:学務課】

スクールソーシャルワーカー*による支援を行います。

児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校と家庭と福祉などの関係機関をつなぎ、問題を抱えた児童生徒へ適切な支援を行うことで、非行の防止につなげます。

【主な担当課:指導課】

(3) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動を推進します。

本市における再犯防止のための取り組みは、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司及び更生保護女性会の更生保護ボランティアや 青少年健全育成団体等、多くのボランティアの活動により支えられています。 これらの民間協力者は、再犯防止を進めていくうえで欠かせない存在となっています。

そのため、本市においても、民間協力者との連携をこれまで以上に深め、再 犯防止等の活動を促進するための取り組みを推進するとともに、活動の広報・ 啓発活動を推進します。

更生保護団体や関係機関との連携強化、支援の充実を図ります。

保護司会、更生保護女性会、一般社団法人皆登会*等の更生保護団体やさいたま保護観察所、埼玉県地域生活定着支援センター等の関係機関との連携を密にし、活動内容や再犯防止についての周知、公共施設における活動場所や保護観察*対象者との面会場所の提供、保護司の適任者確保のための支援、更生保護ボランティアの担い手確保のための支援など、様々な面で支援を行うことで、地域全体で社会復帰を目指す人を支える環境づくりを推進します。 【主な担当課:社会福祉課】

1

6

	久喜・幸手地区更生保護サポートセンターの運営に対する支援を行いま
	す。
2	鷲宮総合支所庁舎の一室を提供し、保護司会活動の拠点として必要不
	可欠な久喜・幸手地区更生保護サポートセンターの運営に対する支援を
	行います。 【主な担当課:社会福祉課、鷲宮総務管理課】
	「社会を明るくする運動」の取り組みを推進します。
	犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の立ち直りについて、市民の理解
	を深め、犯罪や非行の防止を目的とする全国的な運動である、毎年7月
3	の「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間において、久
9	喜市社会を明るくする運動推進委員会、保護司会、更生保護女性会、民
	生委員・児童委員協議会、青少年育成久喜市民会議、社会福祉協議会な
	どの関係機関と連携し、取り組みを推進します。
	【主な担当課:社会福祉課】
	青少年の健全育成・非行防止のための取り組みを推進します。
	青少年の健全育成と非行防止を推進するため、地域の関係団体と連携
4	し、非行のない地域づくりを推進します。
	また、更生保護女性会が実施する「愛の図書」活動 [※] について、広く周
	知を行います。 【主な担当課:社会福祉課、子ども未来課】
	薬物の弊害に関する周知を実施します。
5	「ダメ、ゼッタイ。」普及運動*等に協力し、市民に対して薬物乱用によ
	る弊害に関する認識を促します。 【主な担当課:中央保健センター】
	市町村再犯防止等推進会議へ参加します。
6	市町村再犯防止等推進会議(法務省主催)に参加し、国、県、他市町村
0	との再犯防止に関するネットワークの構築や情報共有を行います。
	【主な担当課:社会福祉課】

●●● 令和9年度の目標値 ●●●

指標	現状値	目標値	
1日 1示	(令和3年度)	(令和9年度)	
クラ敬愛男・赤毛敬愛男符中の再和子変	46.5%	45.0%	
久喜警察署・幸手警察署管内の再犯者率 	(令和2年)	(令和8年)	
社会を明るくする運動という言葉や内容を	13. 7%	20%	
「知っている」市民の割合	15. 1%	30%	

●●● 進捗状況を把握するための評価項目 ●●●

評価項目の内容	現状値	目標値	
計画項目のパン分	(令和3年度)	(令和9年度)	
本内协力原用主 数	9 社	11 社	
市内協力雇用主数	(令和3年)	(令和9年)	

第5章 計画推進のために

1. 計画推進を目指すための取り組み

(1) 市民の取り組み

日頃からの挨拶や声かけによる交流を通じて、顔見知りの関係を築くなど、地域住民の気にかけ合う関係性が生じ広がっていくこと、また、地域で起こる課題を「我が事」として捉え、地域住民自らが解決に向けて協力し合うことを目指します。

(2) 地域団体、関係団体、関係機関等の取り組み

市民に最も身近な組織である区長会や自治会、地区コミュニティ協議会等の 地域団体については、市民が地域活動に参加するきっかけづくりとしての役割 を担います。

市民の身近な相談相手となり、重要な地域福祉の担い手でもある民生委員・児 童委員については、これからも地域住民から寄せられる様々な困りごと等につ いて耳を傾け、支援機関等につなぐ役割を担います。

さらに、ボランティアや市民活動団体等の関係団体については、地域福祉への 貢献、地域包括支援センター等の関係機関については、地域や行政との連携を強 化することを目指します。

(3) 市の役割

市は、全庁的な体制のもと、福祉分野をはじめ様々な分野の団体や機関と連携し、協力体制を図りながら本計画の施策を実施し、地域福祉の推進に努めます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、地域住民や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体等と連携し、地域福祉の推進に努めます。

2. 計画の周知及び普及啓発

市及び社会福祉協議会は、本計画で示した取り組みと方向性について、計画の概要版や広報紙、ホームページなどにより公表し、市民への周知啓発に取り組みます。

また、より普及を図るため、出前講座やホームページなどを通じて、具体的な取り組みや活動事例などを紹介します。

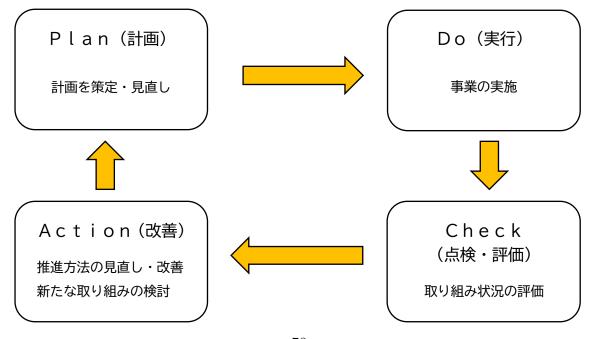
3. 計画の進行管理

効果的かつ効率的に地域福祉を推進するために、PDCAサイクル

(Plan:計画、 Do:実行、Check:点検・評価、Action:改善)を確立し、計画の進行管理と点検を行います。

計画を推進及び進行管理するための体制として、本市の附属機関である「久喜市健康福祉推進委員会」及び庁内会議の「久喜市地域福祉計画推進会議」、社会福祉協議会が設置する「久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議」において、年度ごとに計画の進捗状況を把握、検証するとともに、取り組みを評価します。

また、社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて、見直し等を図っていきます。



資料編

1 統計情報

住民基本台帳人口の推移

各年4月1日現在(単位:人)

年次	+++±±*/ ₇	人口			前年との比較		
+ 从	世帯数	総数	男	女	実数	増加率(%)	
平成 29 年	64, 580	154, 016	76,909	77, 107	△ 208	△ 0.1	
平成 30 年	65,505	153, 714	76, 749	76, 965	△ 302	△ 0.2	
平成 31 年	66, 251	153, 407	76,629	76, 778	△ 307	△ 0.2	
令和 2年	66, 934	152, 863	76, 261	76,602	△ 544	△ 0.4	
令和 3年	67, 488	152, 120	75,856	76, 264	△ 743	△ 0.5	
令和 4年	67, 734	151, 203	75, 299	75, 904	△ 917	△ 0.6	

注)平成25年以降住民基本台帳法の改正のため外国人を含む。

資料:市民課(総合窓口)



人口の動態

(単位:人)

自然動態		礻	社会動態			離婚		
年 度	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	(件)	(件)
平成 28 年度	934	1,443	△ 509	5,871	5,570	301	1,455	387
平成 29 年度	925	1,500	△ 575	5, 923	5,650	273	1,552	323
平成 30 年度	903	1,517	△ 614	5,896	5,589	307	1,390	355
令和元年度	846	1,521	△ 675	6, 021	5,890	131	1,522	369
令和2年度	848	1,631	△ 783	5,677	5,637	40	1, 223	274

注)外国人を含む。

注)婚姻・離婚件数は戸籍届出の取扱い件数。

資料:市民課(総合窓口)

国勢調査による人口の推移

各年10月1現在(単位:人)

生 %	₩ 11	+++-++ *米/r	人口			
年 次	地域	世帯数	総数	男	女	
	久喜地区	26, 951	70, 460	35, 210	35, 250	
	菖蒲地区	7, 075	20, 355	10, 337	10,018	
平成 22 年	栗橋地区	9, 333	26, 735	13, 265	13, 470	
	鷲宮地区	13, 879	36, 760	18, 363	18, 397	
	全 体	57, 238	154, 310	77, 175	77, 135	
	久喜地区	27, 261	68, 142	33, 982	34, 160	
	菖蒲地区	7, 259	19, 636	9,960	9,676	
平成 27 年	栗橋地区	9, 793	26, 610	13, 207	13, 403	
	鷲宮地区	14, 769	37, 923	18, 844	19,079	
	全 体	59, 082	152, 311	75, 993	76, 318	
	久喜地区	28, 774	66, 809	33, 067	33, 742	
	菖蒲地区	7, 571	18, 801	9, 467	9,334	
令和2年	栗橋地区	10, 782	27, 019	13, 312	13, 707	
	鷲宮地区	15, 451	37, 953	18, 761	19, 192	
	全 体	62, 578	150, 582	74, 607	75, 975	

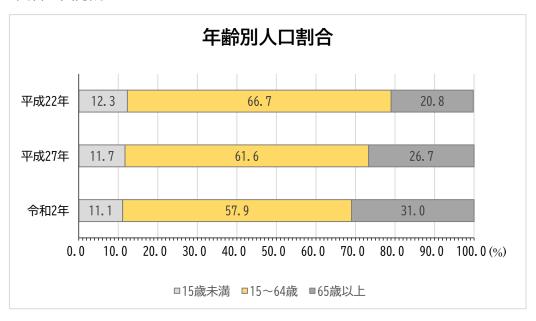
資料:国勢調査

年齢別人口(年少人口・生産年齢人口・老年人口)

各年10月1日現在(単位:人)

生油	+₩+ =1 :		年齢別	年齢別人口			別人口割合	(%)
年次	年次 地域		15 歳未満	15~64 歳	65 歳以上	15 歳未満	15~64 歳	65 歳以上
	久喜地区	70,460	8, 475	47,046	14, 785	12.0	66.8	21.0
च्य ८१:	菖蒲地区	20, 355	2, 133	13, 410	4, 803	10.5	65.9	23.6
平成 22 年	栗橋地区	26, 735	3,574	17, 376	5, 766	13.4	65.0	21.6
22 ++	鷲宮地区	36,760	4,827	25, 123	6, 713	13. 1	68.3	18.3
	全 体	154, 310	19,009	102, 955	32,067	12.3	66.7	20.8
	久喜地区	68, 142	7, 456	42, 403	18, 180	10.9	62.2	26.7
च्य ८१:	菖蒲地区	19,636	2,009	11,538	6,051	10.3	58.9	30.9
平成27年	栗橋地区	26,610	3, 205	16, 251	7, 133	12. 1	61.1	26.8
21 ++	鷲宮地区	37, 923	5, 148	23, 480	9, 225	13.6	62.0	24. 4
	全 体	152, 311	17,818	93, 672	40, 589	11.7	61.6	26.7
	久喜地区	66,809	6,619	38,739	20, 405	10.1	58.9	31.0
Δíπ	菖蒲地区	18,801	1,768	9, 985	6,850	9.5	53.7	36.8
令和 2 年	栗橋地区	27,019	3,030	15,834	7, 844	11.3	59.3	29.4
Z 11	鷲宮地区	37, 953	5, 120	21,539	10, 998	13.6	57. 2	29.2
	全 体	150, 582	16,537	86,097	46, 097	11.1	57.9	31.0

資料:国勢調査



高齢者の割合

各年10月1日現在

		人数		割合(%)			
年次	65 歳以上	75 歳以上	85 歳以上	65 歳以上	75 歳以上	85 歳以上	
	(65~74歳)	(75~84歳)	0.3 成以工	(65~74歳)	(75~84歳)	00 脉以上	
平成 22 年	32, 067	12,813	3, 035	20.8	8.3	2. 0	
平成 22 平	(19, 254)	(9,778)	3, 033	(12.5)	(6.3)	2.0	
平成 27 年	40, 589	16, 494	4, 141	26.6	10.8	2.7	
平成 27 平	(24, 095)	(12, 353)	4, 141	(15.8)	(8.1)	2. 1	
A10.2 /T	46,097	21, 374	5, 649	30.6	14. 2	2 0	
令和2年	(24, 723)	(15, 725)	3, 049	(16.4)	(10.5)	3.8	

資料:国勢調査

高齢者単身世帯数

各年10月1日現在

	世帯数					
年次	65 歳以上	75 歳以上	OC 뉴이 L			
	(65~74歳)	(75~84 歳)	85 歳以上			
平成 22 年	3, 825	1, 701	355			
十成 22 4	(2, 124)	(1,346)	300			
平成 27 年	5, 347	2, 475	576			
十八二十	(2, 872)	(1,899)	576			
A10.27	6,865	3, 546	025			
令和2年	(3, 319)	(2,611)	935			

資料:国勢調査

要介護要支援認定者数

各年3月31日現在(単位:人)

ı									
	年度	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合計
	十尺	1	2	1	2	3	4	5	
	平成 29 年度	616	809	1,559	1, 189	833	757	567	6,330
	平成 30 年度	734	872	1,605	1, 211	896	792	585	6,695
	令和元年度	687	885	1,642	1,308	915	819	621	6,877
	令和2年度	706	904	1,668	1, 398	965	808	591	7,040
	令和3年度	696	936	1, 734	1, 401	1,003	870	578	7, 218

資料:介護保険課

身体障害者手帳交付状況

各年4月1日現在(単位:人)

年次	総数	視覚	平衡機能	音声言語機能	肢体不自由	心臓	腎臓	呼吸器	直腸機能	小腸機能	免疫	肝臓
平 成 29年	4, 565	254	373	52	2, 421	729	425	62	215	2	21	11
平 成 30年	4, 523	246	389	49	2, 352	752	431	54	214	2	22	12
平 成 31年	4, 524	257	392	52	2, 297	771	450	48	223	2	22	10
令 和 2年	4, 500	260	393	51	2, 249	809	442	44	217	3	21	11
令 和 3年	4, 532	261	405	55	2, 210	837	449	50	223	3	25	14

資料:障がい者福祉課

療育手帳交付状況

各年4月1日現在(単位:人)

年次	総数	重	度	中度	軽度	
十八	下心女 X	A	А	В	С	
平成 29 年	1,100 (286)	233 (44)	241 (53)	322 (59)	304 (130)	
平成 30 年	1,131 (295)	242 (45)	246 (50)	317 (55)	326 (145)	
平成 31 年	1,161 (305)	247 (44)	240 (43)	322 (59)	352 (159)	
令和2年	1,194 (313)	248 (46)	234 (40)	338 (65)	374 (162)	
令和3年	1,219 (311)	248 (40)	234 (39)	344 (62)	393 (170)	

注)() 内は18歳未満の交付数で内数を示す

資料:障がい者福祉課

精神障害者保健福祉手帳交付状況

各年4月1日現在(単位:人)

年次	総数	1級	2級	3級
平成 29 年	1, 131	127	693	311
平成 30 年	1, 217	139	735	343
平成 31 年	1, 306	145	782	379
令和2年	1, 419	154	843	422
令和3年	1, 462	153	843	466

資料:障がい者福祉課

高齢者虐待防止法に基づく対応状況

(令和3年度)

1. 相談・通報受理件数 45件 (人数43人)

相談・通報者	件数
介護支援専門員・介護保険事業所職員	3
近隣住民・知人	3
民生委員・児童委員	0
被虐待者本人	3
家族・親族	2
虐待者自身	0
行政職員	2
警察	31
その他	1

注)重複あり

2. 事実確認調査を行った事例 43件

事実確認調査の結果	件数
虐待を受けた。または、受けたと思われたと判断し	21
た事例	
虐待ではないと判断した事例	21
虐待の判断に至らなかった事例	1

【事実確認調査を行わなかった事例】

- ○相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と 判断した事例 0件
- ○相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している。または、 事実確認調査の要否を検討中の事例 0件

3. 事実確認調査の結果、虐待を受けた、または受けたと思われたと判断した事例 (21件)の状況

(1)被虐待者の性別

被虐待者の性別	人数
男性	4
女性	17

(2)被虐待者の年齢

被虐待者の年齢	人数
65 歳~69 歳	10
70 歳~74 歳	5
75 歳~79 歳	3
80 歳~84 歳	2
85 歳~89 歳	1
90 歳以上	0
不明	0

(3) 虐待の種別・類型

虐待の種別・類型	件数
身体的虐待	17
介護・世話の放棄、放任	1
心理的虐待	8
性的虐待	0
経済的虐待	1

※重複あり

(4) 被虐待者から見た虐待者の続柄

被虐待者から見た虐待者の続柄	人数
夫	6
妻	1
息子	11
娘	2
息子の配偶者(嫁)	0
娘の配偶者(婿)	0
兄弟姉妹	0
孫	0
その他	1

※重複あり

資料:高齢者福祉課

障がい者虐待相談件数

(単位:件)

年度	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	経済的虐待	合計
平成 28 年度	0	0	1	0	0	1
平成 29 年度	1	1	0	0	0	2
平成 30 年度	7	4	0	1	2	14
令和元年度	5	3	0	0	2	10
令和2年度	9	6	0	0	0	15
令和3年度	10	6	1	0	1	18

資料:障がい者福祉課

児童虐待取扱い件数

(単位:件)

年度	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	合計
平成 28 年度	11	6	0	7	24
平成 29 年度	22	18	0	11	51
平成 30 年度	33	22	1	8	64
令和元年度	18	20	1	7	46
令和2年度	21	19	0	6	46
令和3年度	3	8	0	4	15

資料:子ども未来課

注)新規のみ

生活保護受給世帯数

各年4月1日現在(単位:世帯)

年次	高齢	母子	障がい	傷病	その他	合計	保護率 (%)
平成 29 年	594	67	141	198	215	1, 215	1.11
平成 31 年	653	65	140	184	233	1, 275	1.15
平成 31 年	683	69	152	177	240	1,321	1. 19
令和2年	693	62	162	158	241	1,316	1.16
令和3年	699	58	169	153	257	1,336	1.16

資料:生活支援課

年齢(各歳)男女別人口

令和2年10月1日現在(単位:人)

			13/14 5 10 / 3 1	口况任(半位:人)
年次	年齢別	総数	男	女
	0~4歳	4, 796	2, 474	2, 322
	5~9歳	5, 581	2,762	2,819
	10~14 歳	6, 160	3, 230	2,930
	15~19 歳	6, 415	3, 306	3, 109
	20~24 歳	6,540	3, 330	3, 210
	25~29 歳	6,593	3, 380	3, 213
	30~34 歳	7, 198	3, 744	3, 454
	35~39 歳	8,617	4, 444	4, 173
	40~44 歳	9, 969	5, 236	4, 733
	45~49 歳	11, 753	6, 225	5,528
	50~54 歳	9, 940	5,065	4, 875
令和2年	55~59 歳	9, 470	4, 674	4, 796
	60~64 歳	9,602	4, 733	4, 869
	65~69 歳	11,705	5, 746	5, 959
	70~74 歳	13, 018	6, 268	6,750
	75~79 歳	9, 452	4, 563	4, 889
	80~84 歳	6, 273	2,776	3, 497
	85~89 歳	3,605	1, 401	2,204
	90~94 歳	1,561	417	1, 144
	95~99 歳	422	79	343
	100 歳以上	61	10	51
	不詳	1,851	744	1, 107
	合計	150, 582	74, 607	75, 975

資料:国勢調査

各種地域活動団体等

○ 尺 仕 禾 믁		次业· 十个 行礼 H
し氏土安貝 '	・児童委員(令和4年4月1日現在)	資料:社会福祉課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
268	128	43	47	50

◎単位老人	クラブ団体数	(令和3年度実績)
		1 11日リールスで収入

◎単位老人クラブ団体数(令和3年度実績) 資料:社会福祉課					
全体 久喜地区 菖蒲地区 栗橋				鷲宮地区	
54	21	6	13	14	

◎単位老人クラブ会員数(令和3年度実績)

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
1,659	592	151	481	435

資料: 社会福祉課

資料:市民生活課

沓料・計位

資料: 計協

◎NPO法人数(令和4年9月8日現在)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
39	25	2	4	8

○答録ボランティアグループ (会和 // 年 // 日 1 日 刊 在 //

<u> </u>			DWA++DIP	貝付・江原	
	全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
	77	50	11	7	9

◎ふれあい・いきいきサロン(令和4年4月1日現在)

0.0.1000	77'I I I I I I I I I I I I I I I I I I I			
全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
63	29	7	13	14

◎地区コミュニティ協議会数(令和4年4月1日現在) 資料:市民生活課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
13	6	0	2	5

◎行政区数(令和4年4月1日現在)

◎行政区数(令和4年4月1日現在)			資	科:市民生活課
全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
261	124	34	46	57

◎自主防災組織数(令和4年4月1日現在)

	◎自主防災組織	資	[料:消防防災課		
全体 久喜地区 菖蒲地区				栗橋地区	鷲宮地区
	163	61	17	38	47

2 策定経過

年 月 日	主な内容		
令和3年	令和3年度第1回久喜市健康福祉推進委員会開催		
6月23日	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて		
	・地域福祉に関するアンケート調査の実施について		
	・地域活動実践者等へのアンケート・ヒアリング調査の実施について		
令和3年	地域福祉に関するアンケート調査(高校生)実施		
7月7日~	市内所在の県立高等学校(5 校)に通学している高校生 392 人		
9月9日	回収率 100.0%		
令和3年	令和 3 年度第 1 回久喜市地域福祉活動計画策定推進会議開催		
7月8日	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて		
	・地域福祉に関するアンケート調査の実施について		
	・地域活動実践者等へのアンケート・ヒアリング調査の実施について		
令和3年	地域福祉に関する地域活動実践者等へのアンケート調査実施		
7月9日~	地域活動実践者 1,203件		
9月17日	回収率 57.1%		
令和3年	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会理事会開催		
7月20日	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて		
	・地域活動実践者等へのアンケート・ヒアリング調査の概要について		
令和3年	地域福祉に関するアンケート調査実施		
7月27日~	18歳以上の市民 2,000人(無作為抽出)		
8月17日	回収率 55.8%		
令和3年	地域福祉に関する地域活動実践者等へのアンケート調査実施		
8月23日~	専門職 176 事業所		
9月15日	回収率 50.6%		
令和3年	令和3年度第1回久喜市地域福祉計画推進会議開催		
10月19日	・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について		
	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について		
令和3年	令和 3 年度第 2 回久喜市地域福祉活動計画策定推進会議開催		
11月1日	・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について		
	・地域福祉に関するアンケート調査結果について		
	・地域福祉に関する地域活動実践者等へのアンケート調査結果につい		
	τ		
	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子について		

年 月 日	主な内容
令和3年	令和3年度第2回久喜市健康福祉推進委員会開催
11月11日	・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について
	・地域福祉に関するアンケート調査結果について
	・地域福祉に関する地域活動実践者等へのアンケート調査結果につい
	τ
	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子について
令和3年	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会理事会開催
11月22日	・地域福祉に関する地域活動実践者等へのアンケート調査結果報告に
	ついて
令和4年	令和 3 年度第 1 回久喜市地域福祉計画推進会議作業部会開催
1月7日	・地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけについて
	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて
	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子について
	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の重点施策について
令和4年	令和3年度第3回久喜市健康福祉推進委員会開催
2月28日	・第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画の第 3 章「基本的な考え
	方」、第4章「基本目標と施策の展開」について
令和4年	令和3年度第3回久喜市地域福祉活動計画策定推進会議開催
3月4日	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の第3章「基本的な考え
	方」、第4章「基本目標と施策の展開」について
令和4年	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会理事会開催
5月19日	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画作成経過報告について
令和4年	令和 4 年度第 1 回久喜市地域福祉計画推進会議作業部会書面開催
5月26日	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(試案)について
令和4年	久喜市成年後見制度利用促進基本計画に係る意見交換会開催
5月26日	※対象者:久喜市中核機関運営委員会委員
令和4年	久喜市再犯防止推進計画策定に係る意見交換会開催
6月9日	※対象者:保護司会役員及び更生保護女性会役員
令和4年	令和 4 年度第 1 回久喜市健康福祉推進委員会開催
7月4日	・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について
	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
令和4年	令和 4 年度第 1 回久喜市地域福祉活動計画策定推進会議開催
7月8日	・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について
	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について

年 月 日	主な内容		
令和4年	令和 4 年度第 2 回久喜市地域福祉計画推進会議作業部会書面開催		
7月15日	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について		
令和4年	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会理事会開催		
7日21日	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画作成経過報告について		
令和4年	パブリック・コメント(市民意見提出制度)実施		
8月5日~	意見件数 2人 5件		
9月4日			
令和4年	令和4年度久喜市地域福祉計画推進会議書面開催		
9月22日	・パブリック・コメント実施結果について		
	・答申(案)について		
令和4年	令和 4 年度第 2 回久喜市地域福祉活動計画策定推進会議開催		
9月27日	・パブリック・コメント実施結果について		
令和4年	令和 4 年度第 2 回久喜市健康福祉推進委員会開催		
10月3日	・パブリック・コメント実施結果及び第3次地域福祉計画・地域福祉		
	活動計画修正案について		
	・答申(案)について		
令和4年	令和 4 年度第 3 回久喜市健康福祉推進委員会開催		
10月25日	・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画修正案について		
	・答申		

久喜市健康福祉推進委員会委員

委嘱期間 令和2年11月1日~令和4年10月31日

氏名			選出団体	備考
枝	重	雄	公募による市民	
柿沼	孝:	夫	久喜市区長会連合会(学識経験者)	
加藤	;	淸	公募による市民	
木伏	幸	江	久喜市母子愛育連合会(学識経験者)	
黒巣	恵	美	久喜市医師会(学識経験者)	
佐々木	伸 ·	世	公募による市民	
志 川	美也·	子	久喜市民生委員・児童委員協議会 (学識経験者)	副会長
塚本	烈	史	久喜市社会教育委員(学識経験者)	
中繁	秀	基	久喜市社会福祉協議会(学識経験者)	
樋口	勝	啓	社会福祉法人 吉祥福寿会 特別養護老 人ホーム吾亦紅・ケアハウス すずらん 苑 事務長(学識経験者)	会長

※50音順

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議委員

委嘱期間 令和2年7月1日~令和4年6月30日

氏名				選出団体	備考
赤	池	勝	夫	久喜市身体障害者福祉会	
岡	野	晴	子	学識経験者	
奥	田	勝	好	親和会久喜支部	
鎌	田	惠	子	久喜市菖蒲手をつなぐ親の 会	
阪	本		勉	久喜市社会福祉協議会	委員長 【委嘱期間】 令和3年7月8日~ 令和4年6月30日
鈴	木	弘	道	久喜コミュニティ推進協議 会	
角	田	悦	子	久喜市社会福祉協議会	
Ξ	﨑	Ξ	男	久喜市民生委員・児童委員 協議会 (鷲宮地区)	
吉	水	美智	当子	久喜市ボランティア団体協 議会	副委員長

※50音順

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議委員

委嘱期間 令和4年7月1日~令和6年6月30日

氏名	選出団体	備考
赤池勝夫	久喜市身体障害者福祉会	
鎌 田 惠 子	久喜市菖蒲手をつなぐ親の 会	
阪 本 勉	久喜市社会福祉協議会	委員長
砂川隆秀	久喜コミュニティ推進協議 会	
角田悦子	久喜市社会福祉協議会	
戸 部 早 姫	久喜市障がい者生活支援セ ンターベルベール	
野口眞理子	学識経験者	
三 﨑 三 男	久喜市民生委員・児童委員 協議会(鷲宮地区)	
吉水美智子	久喜市ボランティア団体協 議会	副委員長

^{※50}音順

3 条例・規則等

社会福祉法 (抜粋)

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いなが ら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする 地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは 要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若し くは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、 福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サー ビスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加す る機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を 把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係 機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものと する。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を 一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよ う努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に 関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関 する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、 あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容 を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、 分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該 市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
 - 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び 助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を 図るために必要な事業

久喜市総合福祉条例 (抜粋)

平成22年3月23日条例第110号 平成28年3月25日条例第18号

(総合計画の策定)

- 第9条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する 市町村地域福祉計画を基本に、市の健康福祉施策の推進に関する総合計画(以 下「総合計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 総合計画は、高齢者、障がい者、児童等に関する個別計画との整合性を図りながら、福祉、保健、医療及び市民の生活関連分野(雇用、環境、交通、まちづくり、住宅等)との相互の連携のもとに策定するものとする。
- 3 総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 健康福祉施策の基本方針及び基本計画
- (2) 施策の体系、数値目標その他の健康福祉施策実現のための方策
- (3) その他健康福祉施策に関し重要な事項

(総合計画の策定手続)

- 第10条 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第35条 に 規定する久喜市健康福祉推進委員会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、総合計画の見直しについても準用する。

(健康福祉推進委員会)

- 第35条 この条例による健康福祉施策の推進を図るため、地方自治法第13 8条の4第3項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。
- 2 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を掌る。
- (1) 市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議すること。
- (2) 健康福祉施策の推進に係る事項について調査し、市長に必要な意見を述べること。
- 3 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代

した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

久喜市健康福祉推進委員会規則

平成22年3月23日 規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市総合福祉条例(平成22年久喜市条例第110号。 以下「条例」という。)第35条第6項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進 委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるも のとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき は、その職務を代行する。

(会議)

- 第3条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の 会議は市長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

久喜市地域福祉計画推進会議設置要綱

平成22年12月9日告示第593号 改正 平成23年11月30日告示第570号 平成24年2月1日告示第36号 平成25年3月21日告示第105号 平成26年3月31日告示第198号 平成28年3月29日告示第128号 平成30年3月30日告示第157号 平成31年3月29日告示第130号

(設置)

第1条 久喜市総合福祉条例(平成22年久喜市条例第110号)第9条に規定する市の健康福祉施策の推進に関する総合計画(以下「地域福祉計画」という。)について、関係課及び社会福祉法人久喜市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)が連携して総合的かつ効果的に施策の推進を図るため、地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 地域福祉計画の施策の進行管理に関すること。
 - (2) 地域福祉計画の施策の調査研究及び情報交換に関すること。
 - (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、福祉部長の職にある者を、副会長は福祉部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次の者をもって充てる。
- (1) 別表に掲げる職にある者
- (2) 社会福祉協議会会長から推薦された社会福祉協議会職員 (会長及び副会長)
- 第4条 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、 意見を聴くことができる。

(作業部会)

- 第6条 地域福祉計画の作成について必要な調査、研究及び課題の整理をする ほか、地域福祉に関する施策の推進のために必要な事項を協議するため、推進 会議に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長は、推進会議の会長が福祉部の職員の中から指名する。
- 4 部会員は、次の者をもって充てる。
- (1) 推進会議に属する関係各課のうち地域福祉の推進に直接関連する業務 を所掌する関係課の所属長からそれぞれ推薦された職員
- (2) 第3条第3項第2号に規定する推進会議委員から推薦された社会福祉 協議会職員
- 5 部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、必要があるときは、作業部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年11月30日告示第570号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月1日告示第36号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日告示第105号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第198号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日告示第128号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第157号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第130号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

メント推進課長		
進課長		
社会福祉課長		
Ī.		
健康医療課長		
-所長		

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議設置要綱

平成22年7月1日 要綱第19号

(設置目的)

第1条 この要綱は、久喜市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画の策定や計画の推進状況の確認、評価を行うための久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議(以下「推進会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 計画の推進状況の確認及び評価
 - (3) その他計画の策定・推進に関する必要な事項 (組織)
- 第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 福祉関係者及び保健医療関係者
 - (3) 福祉に関するボランティア活動を目的とする団体に属する者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他会長が必要と認めた者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、推進会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

- 第7条 委員長は、必要に応じて、第2条に掲げる所掌事項に関する事前の調 査及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。 (費用弁償)
- 第8条 推進会議における委員の費用弁償については、別に定めるものとする。

(意見の聴取等)

- 第9条 委員長は、必要に応じて広く市民から意見を聴くことができる。 (守秘義務)
- 第10条 推進会議に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしては ならない。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、協議会の地域福祉課地域支援係において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

附 則

- この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
 - 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 一部改正 平成24年3月30日 要綱 第18号 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 一部改正 平成25年3月29日 要綱 第17号

用語解説

※()内の数字は該当ページ数(複数回使用している場合は、最初のページ)

【あ行】

「愛の図書」活動 (P75)

更生保護女性会が行っている活動。地域の方から「愛の募金」を募り、小中学校へ「愛の図書」を寄贈するとともに、その本を読んだ子どもたちから寄せられた「愛の図書一筆感想文」を公共施設に展示している。

あんしんカード (P9)

ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の安全確保を図るため、災害の発生や体調の変化等の緊急時に、救急出動を依頼する場合などに備えたカードの名称。玄関に設置するものと外出時に携帯できる携帯版がある。久喜市地域防災計画における「防災カード」として位置づけられている。

一般社団法人皆登会 (P74)

久喜市北青柳で同法人が運営する自立準備ホームにおいて、罪を犯し処分を 受けた後に保護を求めた者について、法務省からの委託を受けて自立及び就労 支援を行い、また、埼玉県内の社会的養護(児童養護施設、里親家庭など)出身 の若者たちに対して、自立と就労に向けてのスキルアップ研修及び就労支援を 行っている。また、市民向けに参加無料の講習会の開催やレンタルスペースの提 供、周辺地区の自主清掃など、地域との交流活動も行っている。

SNS (P10)

SNSは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネットを利用した会員制サービス。

NPO (P1)

民間非営利組織(Non-profit Organization)の略。営利を目的とせずに地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。特定非営利活動促進法により設置された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

【か行】

<u>企画調整保護司</u> (P72)

保護司の経験等を勘案して、新任保護司を始めとする保護司の処遇活動に関する相談への対応などの役割を十分担うことができる保護司の中から指名され、 更生保護サポートセンターに駐在している保護司。

矯正施設 (P73)

犯罪や非行をした人たちを収容する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、 少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

協力雇用主 (P73)

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。現在、全国に約14,000の協力雇用主がいる。協力雇用主には、奨励金等、国の支援制度がある。

<u>くき元気</u>サービス (P10)

元気な高齢者等のボランティア(協力会員)が、支援の必要な高齢者等(利用会員)のちょっとした困りごとに対応することで、協力会員自身の健康維持につながる、地域支え合いの仕組みの構築を目的としている。協力会員への謝礼は、地元の商店で利用できる商品券で支払われるため商店街の活性化につながる。

権利擁護 (P10)

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、 援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行う。

ケアラー (P53)

ケアラーとは、高齢、身体上または精神上の障がい、または疾病等により、援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する人。ヤングケアラーは、ケアラーのうち、18歳未満の若者のことを指す。

更生保護サポートセンター (P72)

保護司・保護司会・更生保護女性会が地域の関係機関・団体と連携しながら、 地域で更生保護活動を行うための拠点となる施設。市内では、鷲宮総合支所1階 に久喜・幸手地区更生保護サポートセンターを開設している。経験豊富な企画調 整保護司が常駐し、保護観察対象者との面接、保護司の処遇活動に対する支援、 更生保護団体の会合等を行っている。

更生保護女性会 (P72)

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための活動などのボランティア活動に取り組んでいる団体。市内では、久喜地区更生保護女性会、幸手地区更生保護女性会(栗橋地区)が活動している。

コミュニティソーシャルワーカー (P10)

問題を抱えた人に対し、問題解決のため関係する様々な専門職や事業者、ボランティアなどとの連携を図り、総合的に支援する者、または適切な専門機関につなぐ者。

<u>コミュニティソーシャルワーク</u> (P57)

支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行う。 地域を基盤とするサービスに結びつけ、新たなサービスを開発するほか、制度的 な社会資源との関係を調整し、本人の力や市民同士の支え合いを大切にして問 題発生を予防する視点を重視する支援方法。

【さ行】

災害時要援護者 (P59)

災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、妊産婦、幼児及び日本語が堪能でない外国人のことをいう。

災害ボランティアセンター (P59)

災害が発生した場合に、久喜市地域防災計画に基づき市内外のボランティア活動を効果的・効率的に展開するために社会福祉協議会が立ち上げる支援・調整機関。

自主防災組織 (P10)

自治会や地域住民等が自主的に防災活動を行う組織のこと。

<u>社会福祉協議会</u> (P1)

社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを使命とする非営利の民間組織。

社会を明るくする運動 (P70)

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省提唱の全国的な運動で、毎年7月が強調月間となっている。

社協情報配信サービス (P10)

社会福祉協議会からのお知らせやボランティア情報等をメールで配信するサービス。

小地域福祉活動 (P49)

住み慣れた身近な地域で、近隣の地域住民同士や福祉関係者等と共に進める 福祉活動。

スクールソーシャルワーカー (P74)

問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、 関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、当該児童生徒の課題解決 を図るためのコーディネーター的な役割を担っている。

生活困窮者 (P10)

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方や、社会的な孤立など、様々な要因により生活しづらい方。

生活困窮者自立支援事業 (P10)

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な問題等、生活に困っている方に、相談支援員が、相談対応や支援プランを作成する事業。

生活支援コーディネーター (P10)

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)は、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

制度の狭間 (P1)

既存の各種制度からは抜け落ちてしまう問題。

成年後見制度 (P10)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断能力を補い保護支援する制度。

総合評価落札方式 (P73)

公共工事の品質の確保のための取り組みとして、価格だけではなく、価格に加え技術的能力等の価格以外の要素を含め、総合的に評価する落札方式のこと。

【た行】

<u>「ダメ、ゼッタイ。」普及運動</u> (P75)

国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人ひとりの薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的とする運動。

地域アセスメント (P57)

地域資源や地域情報、地域課題を把握、分析、評価する手法。

地域活動 (P15)

地域のコミュニティの中で住民が主体的に行う活動のこと。一斉清掃、地域の まつり、地区運動会・スポーツ大会、防災訓練など活動内容は多岐にわたる。

地域ケア会議 (P3)

市の担当課や地域包括支援センター、介護・福祉サービス事業者、医療機関等の専門職及び民生委員・児童委員をはじめ地域福祉活動実践者等が参加して、個別ケースのよりよい支援や地域課題の解決を目的に事例検討などを行う関係者会議。また、情報の共有や意見交換の機会を通じて、関係機関や支援者間の連携を進め、地域のネットワークの構築を図ることも重要な役割となっている。

地域提案型活動事業 (P51)

市民が主役となり、魅力あふれる地域づくりを進めるため、市民団体が自ら企画、提案及び実施する活動を支援する市独自の取り組み。

地域生活定着支援センター (P73)

高齢または障がいを有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設退所予定者が、退所後円滑に福祉サービスを受けられるよう、保護観察所、矯正施設、福祉機関と連携し、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設。埼玉県には、川越市に埼玉県地域生活定着支援センターがある。

地域包括ケアシステム (P49)

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される 仕組みのこと。

地域包括支援センター (P3)

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うこと を目的として設けられた高齢者の総合相談窓口。市内には、地域包括支援センタ ーが5か所設置され、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が配 置されている。

地区あったか会議 (P10)

身近な地域における福祉課題を、住民や地域関係者・団体が共に考え地域で解決できるように導くために設置する組織。

地区コミュニティ協議会 (P9)

コミュニティ協議会のうち、概ね小学校通学区を範囲として組織されたコミュニティ組織。

デマンド交通 (P10)

利用登録をした人が、電話等の予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービス。

【は行】

包括的な相談支援体制 (P35)

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、複合的な課題を抱えた人を支援するため、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う体制。

はつらつリーダー (P47)

介護予防のための運動を高齢者に指導するボランティアリーダー。

バリアフリー (P10)

障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建物内の 段差等、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近では制度的・心理的な障 壁の除去といったより広い意味で用いられてきている。

ファミリー・サポート (P49)

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者(依頼会員)と、支援を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動を行う。

福祉委員 (P3)

久喜市社会福祉協議会と住民とのパイプ役として、地域を見守り、身近な福祉 課題を発見し、相談窓口につなぐ役割を持った住民。久喜市社会福祉協議会が委 嘱する。

<u>ふれあい・いきいきサロン</u> (P3)

身近な地域で誰もが気軽に集まり、自由な活動を通して孤立防止や仲間づくり・交流等を行う場所。

保護観察 (P74)

犯罪をした人等が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、保護 観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

保護観察所 (P73)

法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした人等を社会の中で 更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関。埼玉県 は、さいたま保護観察所が管轄している。

保護司 (P72)

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動に取り組んでいる。市内では、各地区に久喜・幸手地区保護司会の支部がある。

ボランティアセンター (P34)

ボランティア活動を支援するために設置されている機関。ボランティア参加の啓発やきっかけづくり・活動の支援や基盤整備のほか、プログラムの開発やボランティア相談機能がある。

【ま行】

民生委員・児童委員 (P3)

民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の 推薦により厚生労働大臣が委嘱する。常に住民の立場に立って相談に応じ必要 な援助を行い、社会福祉の増進に努めると規定されている。

【や行】

ユニバーサルデザイン (P61)

年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用 しやすい施設、製品、サービス等を作っていこうとする考え方。

要援護者見守り支援事業 (P34)

市及び関係機関が相互に連携し、平常時から要援護者の生活を見守り、災害時には地域の中で要援護者の生活を支援することができるよう、災害時要援護者 台帳の整備を進め、地域の支援団体(区長会、民生委員・児童委員、自主防災組織)に提供している。

要援護者が住みなれた地域で安心した生活を継続できるまちづくりを推進することを目的としている。

第3次久喜市地域福祉計画·久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画 久喜市成年後見制度利用促進基本計画 久喜市再犯防止推進計画

令和 年 月発行

【発行】久喜市/社会福祉法人久喜市社会福祉協議会

【編集】久喜市福祉部社会福祉課 〒346-8501 久喜市下早見 85-3 電 話 0480-22-1111(代) FAX 0480-22-3319 E-mail shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会 〒346-0011 久喜市青毛 753-1 電 話 0480-23-2526 FAX 0480-24-1761 E-mail kukishakyou@kukishakyo.or.jp